

東南アジア基層社會の一形態

——フィリピンのバランガイ社會について——

池 端 雪 浦

目 次

はじめに

第一章 バランガイの組織と機能

第二章 バランガイにおける身分と階級

- 一 四つの身分と階級
- 二 首長權の成立
- 三 namamahay, saguiguilir の起源
- 四 身分繼承原理と不完全隸屬民の成立
- 五 身分解放

第三章 所有と相續

- 一 バランガイの土地所有制度
- 二 相續制度

第四章 婚 姻

- 一 婚姻の形態と通婚圈
- 二 婚資について

第五章 社 會 統 制

- 一 「パンパンガ族の法慣習」
- 二 バランガイにおける社會制裁
- 三 バランガイ間の紛争とバランガイ連合

む す び

はじめに

本稿の主題は、前スペイン時代におけるフィリピン社會の諸制度を解明することにある。この主題に對して上記の表題を用いたのは、次の理由に基いている。

東南アジア史を、東南アジア各國史の單なる寄せ集めとしてではなく、內的構造連關をもつた一つの歴史的世界として把握することを提唱した Harry Benda は、その主張に基いて東南アジア史に大膽な時代區分を試みたが、その第一期として、B.C. 4世紀以前をプレヒストリーの時代、あるいは前古典時代とし、そこに G. Coedès の用語に基く〈東南アジアの基層構造⁽¹⁾ (a Southeast Asian ‘infrastructure’)〉を假定した。Benda によれば〈東南アジアの基層構造〉とは、東南アジアがいまだ外來諸文化の影響を受ける以前の、東南アジアに固有の文化を指し、その後の東南アジア社會の諸變化が、これを母體として展開されたとみられるところのものである。しかし、この〈基層構造〉を解明するための文獻史料は今日存在しない。そこで Benda は、これを推測する方法として、次の二つの方法を擧げている。ひとつは、後の時代の外來諸文化が受けた特殊東南アジア的ゆがみを檢べてみるとおり、もうひとつは、いまだ外來文化の影響を被つていない、たとえば15、6世紀のバリ島やフィリピン諸島を社會的實驗室として用いることである。後者は、15、6世紀のバリ島あるいはフィリピン諸島に、前古典期以來の文化が溫存されているとみて、これを解明することによつて〈基層構造〉の實態に近づこうとするものである。しかし Benda は、このいずれの方法にも明るい見通しをもつていない。とくに後者の方がもつ難點について、Benda は次のように指摘している。第一に、15、6世紀のバリ島あるいはフィリピン諸島に關して明らかにされたことが、東南アジア全體の〈基層構造〉に、總體として重要な意味をもつているか否か不明であること、第二に15、6世紀の

東南アジア基層社會の一形態

バリあるいはフィリピンが、眞實これらの地域の過去の生き寫しであるとアブリオリに前提出來ないことである。こうして Benda は、東南アジアのプレヒストリー期に〈基層構造〉と呼ばれる固有の文化を假定しつゝ、これを解明する方途については悲觀的な立場をとつてゐる。

前スペイン期におけるフィリピン社會の諸制度を解明するという本稿の主題は、上にのべた Benda の指摘する二つの方法の一つに相當する。しかし、あるいはそれゆえに、本稿の主題が十分に解明されたとしても、〈東南アジアの基層構造〉を解明するという目的に對しては、Benda の指摘する難點がすでに前提とされている。しかし、もしわれわれが、內的構造連關をもつた一つの歴史的世界として、東南アジア史を構想しようとするならば、あるゆる可能性において、東南アジア史の母體ともいべき〈基層構造〉の解明を試みざるをえないであろう。本稿はその一つの試みであり、本稿の表題はそのことを示している。

しかし、本稿が收斂さるべきより前方の目的が以上にあるとしても、本稿の分析にあたつては一般化を嚴に慎んだ。むしろ一切の分析をフィリピン社會の固有の文脈において進めるに専心した。15、6世紀のフィリピン社會から得られる一つの社會形態は、東南アジアの基層構造の一形態とは呼びえても、〈基層構造〉そのものとはなりえないからである。そこには一つの抽象化の過程を必要とする。本稿がなしうることは、この抽象化のための一つのデータを提供することである。

ところで、前スペイン期におけるフィリピン社會の諸制度を解明するにあたつては、資料をもっぱらスペイン征服者の記録に索めねばならない。征服初期のフィリピン諸島に關して公刊されたスペイン文獻はかなりの量にのぼるが、しかしこの中でフィリピン原住民社會の實態を傳える、一次史料と呼びうるものは驚くほどにわずかである。この點については、John Leddy Phelan, *The Hispanization of the Philippines : Spanish Aims and Filipino*

Responses 1565—1700, Madison, 1959 の “Bibliographical Essay and List of Sources” 及び第二章の注 1 (pp. 178～179) が適切な解説をおこなつてるので、ここでは説明を省畧する。ただ特に記しておかねばならない點は、フィリピン諸島には言語を異にする多くの部族があり、當時これらの部族がすべて同一の生活形態をもつていたと無條件に前提するわけにはいかないから、本稿ではとくに、ルソン島中・南部のタガログ族を中心に検討を進めた點である。したがつて資料の收集にあたつても、それがタガログ族に関する資料として適當かどうか配慮した。それゆえ本稿のサブ・タイトルはより厳密には、〈フィリピンの〉ではなく〈タガログ族のバランガイ社会について〉とすべきものである。從來の研究によれば、前スペイン期のフィリピン諸島には、イスラームの傳播したミンダナオ、ホロ島を含めて、一つの共通した文化が存在したと推定されている。⁽²⁾ フィリピン民族史を敍述する立場からすれば、本稿から一步を進めて前スペイン期のフィリピン社会の典型を構成する方向へと進むべきであろう。しかし民族史の立場をはなれてみれば、前スペイン期においてフィリピン社会という枠を設定する積極的な意味はない。タガログ族のバランガイ社会がどれだけの時代的な巾と地域的な廣がりのなかに共通性を見い出しうるかという點に、私自身の關心は向けられている。

- (1) Harry J. Benda, “The structure of Southeast Asian history : Some preliminary observations,” *Journal of Southeast Asian History*, III no. 1 (March 1962) pp. 106～138. 以下の紹介は、pp. 109～110参照。
- (2) 神吉敬三譯、箭内健次譯・注『モルガ フィリピン諸島誌』(大航海時代叢書 VII) 岩波書店、1966年、補注16, 17 (pp. 434～442) 参照。

第一章 バランガイの組織と機能

16世紀後葉、スペインがフィリピン諸島を征服はじめた頃、フィリピン諸島の住民たちは、灣沿いの海濱や湖のほとり、あるいは内陸部の河川沿いの

東南アジア基層社會の一形態

平地に聚落をなして住んでいた。スペイン人たちはこれらの聚落を *pueblo* あるいは *poblacion* といつた、スペイン語で表現し、また、いくつかの聚落が近接して存在する一帶を何々 *provincia* あるいは何々 *distrito* と表現している場合が多い。⁽¹⁾

ところで、一つの自然村の外觀をもつた *pueblo* あるいは *poblacion* は、通常バランガイ (*barangay*) と呼ばれる複數の集團から構成されていた。言いかえれば、*pueblo* あるいは *poblacion* は「人間の共同生活を、實際に生きたひとつの最小單位に結合している〈community〉」ではなかつたのである。⁽²⁾ *barangay* とは小船を意味するフィリピン諸族の言葉で、今日でもこの意味で用いられている言葉であるが、社會集團としてのバランガイ (*barangay*) はその起源において、一つの小船 (*barangay*) に乗つてフィリピン諸島へ移住してきたマライ人の集團にはじまるといわれている。バランガイは *dato* あるいは *maguinoo* と呼ばれる一人の首長に統率された、30から100程度の單位家族から成る小集團で、この小集團が原始的な農業生産に適した自然環境に複數集つて、一つの自然村落の外觀を呈していたのであつた。たとえば1572年、征服者の一人によつて書かれた『ルソン島征服記』の一條は次のように述べている。⁽³⁾

たとえどんなに小さな村であつても、一つの村に5, 6人あるいは10人の首長が存在することがよくある。かれらは各々20人あるいは30人の奴隸を持ち、それを賣る權利や、自分の好むままにとり扱う權利を持つてゐる。他に *timagua* と呼ばれる人々がいるが、首長はかれらに對しては権力をもたない。ただし、ほかの黨派との間に戦いが起きた場合は、*timagua* は自分の首長に従う義務をもつてゐる。

ついでながら、當時のスペイン人の記録は、バランガイを表現するにあたつて、しばしば *barrio* というスペイン語を用いてゐる。Phelan 氏によれば、

16世紀のスペインでは、barrio は都市教區を意味する言葉であつたという。⁽⁴⁾ フィリピン諸島各地の聚落について詳細な記録を残した Loarca は、もつぱら barrio の語を用いて、barangay なる言葉を一度も用いていない。⁽⁵⁾ いずれにしても、バランガイあるいは barrio は、自然村落と同一のものではなかつたのである。

ところで当時のフィリピン諸島には、イスラームが浸透したホロ島やミンダナオ島の一部を除いて、バランガイを超える統一権力はいまだ成立していなかつた。一つの自然村落の外觀を呈して隣接したバランガイの間にも、統一権力は存在せず、せいぜい、個々のバランガイが獨立性を保持したままで連合組織をつくつている程度であつた。したがつてバランガイは、當時フィリピン諸島に存在した最小のコミュニティであると同時に、唯一の政治組織でもあつたのである。本稿では、この政治組織を指してバランガイ社會と呼ぶ。それではこのバランガイ社會はいかなる内部組織をもつていたのか。この點については、Juan de Plasencia の「タガログ族の慣習」と Antonio de Morga の『フィリピン諸島誌』⁽⁶⁾ が詳細な情報を提供している。多少長くなるが、バランガイ社會の全體的なイメージを得るために、關係部分を全文譯出しておこう。Morga については神吉敬三、箭内健次兩氏の邦譯に據る。まず Plasencia の「慣習」は次の文章から始まつている。

この部族 (gente) は、常に dato と呼ばれる首長 (principal) をもつていた。かれは人々を統治し戦時には大將となつた。人々はかれに服従し、かれを尊敬していた。かれに對して罪を犯したり、かれの妻子にある種の言葉を吐いたりした從者たちは、重く罰せられた。

この首長たちはせいぜい 100 軒程度の、時には 30 軒以下の、わずかな人々を從えていた。人々はこれをタガログ語でバランガイと呼んだ。このように呼ばれたのは以下のような事情によつたものと推測される。この部族は言語の上からマライ民族の出であると判断されるが、かれらが

この土地へ到來した時, *barangay* と呼ばれた船の長が *dato* になつた。かくして今日でも, このバランガイなるものがその起源において, 兩親と子供と召使および親類縁者からなる一つの家族であつたということを, 調べることが出来る。これらのバランガイが各村落 (*pueblo*) に多數存在した。あるいは, 戰争の際のことを考えて, 少なくとも互に餘り離れていたなかつた。しかし, あるバランガイが他のバランガイへ從屬しているようなことはなく, 友好關係と血縁關係で結ばれていた。そして戰争が起きると首長たちは互にそれぞのバランガイを率いて助け合つた。

騎士 (*caballero*) に相當するところの首長の他に, 三つの身分があつた。すなわち貴族 (*hidalgo*), 平民 (*pechero*), 奴隸 (*esclavo*) である。貴族は *maharlica* と呼ばれる自由民である。この人々は *dato* にみつぎ物 (*pecho*) や年貢 (*tributo*) を納めず, みずからの費用で *dato* とともに戦いに參加する義務があつた。首長ははじめかれらに招宴を催すだけで, 戰いが済んだ後, 戰利品を分け與えた。また *dato* が他所へ出かける時は, かれが召集したものたちが船を漕いで従つた。*dato* が家を建てる時は, かれらはその手傳いに行つた。*dato* はかれらに食物を出さねばならなかつた。同様のことが, ある日, バランガイ中のものが, かれのために畑を均らしに出かけた時にもおこなわれた。かれらが植民した土地は, バランガイ中のもの間で分割された。したがつて各人は自分の土地を知つており, とくに灌漑のある土地についてはそうであつた。他のバランガイのものは, 購入したか相續した場合でなければ, けつしてこれらの土地で耕作しなかつた。*tinques* すなわち山地については, 土地は分割されていず, ただ〔すべての〕バランガイのものとみなされてゐた。したがつて, たとえどこか他所の村落 (*pueblo*) のものであつても, 最初にある〔山地の〕土地を開拓し種子を播いたものは誰でも, このバランガイのものと同じように米を收穫した。そして人々は, かれか

らその土地を奪うことは出来なかつた。その他ラグーナのピラ[村]のように、maharlica がそれぞれ dato に米50ガントを支拂つている村がある。しかしこれは、人々がそこへ植民してきた時、すでに他の首長がその土地を占領していたので、新しくやつて來た首長が、かれの金でその土地を購入したためである。かくして、かれのバランガイのものたちはかれにこの年貢を支拂い、かれは自分の氣に入つたものたちに土地を分け與えたのであつた。スペイン人の到來以後、現在人々はそれを支拂つていない。

またある村では、首長たちが漁場や市場としての川筋を立入り禁止區域に指定していて、ここでは、かれのバランガイや村落のもの以外は誰人も、首長に納めものをしないで漁をしたり市で取引をすることはなかつた。

平民とは aliping namamahay と呼ばれている人々である。かれらは結婚しており、最初に合意したように自分の畑の半分をもつて主人に仕える。主人は dato であることもないこともある。時たま主人が出かける時は、船を漕いで主人に従つた。この人々は自分自身の家に住み、自分の財産(hacienda) や金(oro)の主人である。そしてそれらを子供たちに遺産相續させる。また、かれらは自分の農地(hacienda) や土地(tierra)を持つて(gozar)いる。子供たちはこの身分を享受する。人々はかれらを奴隸の sa guiguilir にすることも、かれら及び子供たちを賣ることも出来なかつた。かれらが相續によつて主人の一人の子供に従属するようになり、この子供が他の村落(pueblo)に移動しようとした場合、かれらをその村落から引き離して一緒につれていくことは出来なかつた。かれらは生まれながらの村落に止つて、そこで主人に仕え畑を耕した。

奴隸とは aliping sa guiguilir と呼ばれる人々である。この種の人々は主人の家や畑(sementera)で主人に仕える。そして人々はかれを賣却

東南アジア基層社會の一形態

することが出來た。主人は、奴隸たちがよく働くように、また奴隸たちの働きでそれまでに何がしかの利益をあげたような場合は、奴隸たちにかれらが耕作している畑の一部や、かれがやりたいと思うものを與えた。そういうわけで、〔主人の〕家で生まれた召使たちが賣られることはまつたく稀れであつた。賣買されたのは戦争で捕虜にされた奴隸や畑で育てられた奴隸⁽⁸⁾であつた。

次は Morga の關係部分である。

この全諸島には、よその王國や地方のようなやり方で島を支配するような王も領主もいなかつた。その代り、どの島にも、また、その島のいづれの地方 (provincia) にも、原住民自身によつて認められた多くの首長 (principal) がいた。それらの首長たちはあるものは他のものよりも有力で、一人一人が聚落 (barrio) や家族 (familia) という形で、自分の一黨 (parcialidad) や隸屬民 (subjeto) を持つていた。一黨や隸屬民はその首長に従い彼を尊敬していた。そして首長たちは相互に友好關係や連絡を持ち、時には戦争をしたり仲違いしたりしていた。

こうした首長の位 (principalía) 及び領主權 (señorio) は親子關係で相續され、父から子に、子から子孫にと繼承されるが、子供がいない場合は、兄弟及び傍系の親族が相續していた。彼らの役割は、隸屬民と一黨を支配統治し、彼らの訴訟事件を裁き、窮乏を救つてやることであつた。そして、それに對する反対給付は、彼らから大いに崇められ尊敬され、首長が行なう戦争、航海、農耕、種蒔き、漁獵並びに家屋の建設について、彼らの奉仕を受けることであり、彼らは、首長から召集を受けるといつでも全く正確に馳せ参じた。こうした首長たちの子孫及び親族は、領主權を受け継いでいなくても、首長と同じように遇され、尊敬を受けっていた。彼らはすべて貴族として扱われ、ティマグワ (timagua) と呼ば

れる平民たちに課せられた勞役を免除された人々とみなされていた。同じ貴族の位及び首長の位は、男の場合同様女にも留保されていた。これら首長たちの誰かが、戦争やその他の機会に他の首長たちより優位に立つと、その首長は、より多くの一黨と隸屬民を持つようになり、他の首長たちは首長であるにかかわらず、彼に支配されることとなるのが慣例であつた。しかしその場合も他の首長たちは、彼らの間でバランガイと呼ばれている自分の一黨に対する個人的な領主權 (*señorio*) と統治權は相變らず持つており、ダト (*dato*) 及びその他特別の支配者 (*mandador*)⁽¹⁰⁾ がバランガイの管理に當つた。

バランガイの組織に関するスペイン人の情報は以上二つの資料にはほぼ盡されている。まず Plasencia によれば、バランガイはその起源において一組の中心になる家族、すなわち *dato* の家族とその親類縁者、および召使から成つていた。そしてこの状況は Plasencia の時代においても観察されうると言う。召使=奴隸を付隨的な構成員とみれば、バランガイは *dato* の血縁者によつて構成された集團であつたということになる。しかし、ここでバランガイが *dato* の血縁者によつて構成された集團であつたと言う場合、それは以下のようないくつかの限定を受けている。まず第一に、バランガイは父系あるいは母系による單系出自集團ではなかつたから、したがつて單系血縁組織の原理に基く嚴密な意味での氏族社會ではなかつた。後にもふれるように、フィリピン住民の出自慣習は兩親の血縁をひとしくたどる双系制である。また第四章でみるように、バランガイの間にはいかなる婚姻規制もおこなわれていない。したがつて、バランガイが *dato* の血縁者からなる集團であつたといふ場合、その意味するところは、バランガイが *dato* を中心として、構成員各自の親族、姻族關係の網の目で緊密に結ばれていたということである。

しかし、Plasencia の血縁關係の指摘をこのように解したとしても、バ

東南アジア基層社會の一形態

ンガイの組織の理解としてはなお十分でない。バランガイはバランガイ構成員とはまったく無縁の外來者に對しても開かれていたとする指摘があるからである。Morga によれば、「戦争やその他の機會に他の首長たちより優位に立つた」首長のもとへは、他のバランガイからあたらしい配下が集つてきたという。もつとも Plasencia によればバランガイの移動を希望する者は一定の罰金を支拂い、⁽¹¹⁾ バランガイの全構成員に招宴を催さねばならなかつたというから、現實の移動はそれほど頻繁におこなわれたとは思われないが、しかし、その程度はいずれにもせよダトの統率力や戦闘力の優劣によつてバランガイ員の移動がおこなわれていたことは事實であつた。⁽¹²⁾ このことは、バランガイの存在理由、社會的機能が何であつたかを如實に物語つているが、いまこの點はしばらく置いて、以上二つの指摘から、バランガイは血縁による集團というよりは、むしろ Morga がいみじくも表現しているように、一人の統率者 dato に率いられた〈一黨〉と呼ぶのがふさわしいと思われる。

ところで、Morga が「(首長たち) 一人一人が聚落 (barrio) や家族 (familia) という形で自分の一黨 (parcialidad) や隸屬民 (subjeto) を持つていた」という時、その内容は次のように理解されねばならないものである。首長はかれの〈一黨〉として、barrio すなわちバランガイを構成するすべての人々を掌握したが、このなかにかれ個人の家族を持ち、この家族のなかにかれ個人の〈隸屬民〉をもつていたということである。かれ個人の隸屬民とは、Plasencia の言う aliping namamahay および aliping sa guiguilir のことである。次章で詳しく検討するように、バランガイには大別して四つの身分=階級があつた。首長とバランガイの中核的な構成員 maharlica (あるいは timagua)，および以上二者に隸屬し搾取されるところの namamahay ならびに sa guiguilir である。これら四つの階級がそれぞれ自己に課された階級的役割を果すことによつて、バランガイの集團機能が維持されていたのである。

バランガイは二つの主要な集團機能をもつていた。一つは生産活動の對象

である自然を占取することであり、もう一つはこの占取された自然とバランガイの住民を他の集團から防衛することであつた。第一の點について Plasencia は、バランガイは農耕に適した平地を獨占してこれをバランガイ員に分割するとともに、漁場、市場に適した河川の一定區域を他バランガイ員の立入り禁止區域に指定してバランガイの獨占地區にしたとしている。すなわち人々はバランガイの一員たることによつてはじめて、生産手段たる自然の利用権を保障されたのであつた。

たとえば Morga は、この當時の經濟生活について以下のような敍述をおこなつているが、ここに擧げられた農業、漁業、商業といつた經濟活動も、バランガイの一員として、バランガイの土地、バランガイの河川を利用するこことによつてはじめて實現されたのである。（もつとも人々は首長に貢物を納めることによつて、他所のバランガイの河川を利用することも出來はしたが。）

このルソン大島の住民はカマリネス州からマニラ諸州の近くに到るまで（海岸地帶の場合も内陸の場合も）この島生れの原住民である。——中畧——彼らはすべて牧畜、農耕、漁獵、及び、海上を島から島へ、また陸上を地方から地方へ渡つて行なう通商取引を生業としている。⁽¹³⁾

女たちは、針仕事を自分たちの役割であり仕事であるとしており、極めて熱心であらゆる種類の縫物をする。布を織り、綿を紡ぎ、彼女らの夫や両親たちの家族に仕える。食べるための米を臼でひき、その他の食事の用意をする。彼女らは男が野良仕事や、漁獵、航海、牧畜や家畜の賣買に從事している間に、鶏や豚を飼い、家庭を守る。⁽¹⁴⁾

ところで Plasencia は、バランガイの長 dato を規定して「かれは〔バランガイの〕人々を統治し戦時には大將となつた」と述べ、また、バランガイの中核的な構成員である maharlica の第一の義務として「自らの費用で dato

東南アジア基層社會の一形態

とともに戦いに参加すること」を擧げている。これらの指摘は、バランガイのもう一つの中心的な機能が何であつたかを如實に物語ついている。バランガイを超える統一的な支配権力が存在せず、小規模なバランガイが並立した當時の狀況下においては、バランガイはみずからの方で土地と住民を防衛しなければならなかつた。住民の防衛という點でとくに注目されるのは、次章でみると、當時この社會ではバランガイ単位の掠奪遠征が陸上ならびに海上で數多く展開され、人身の捕獲もさかんであつたことである。こうした外からの攻撃に對してバランガイは共同して防衛にあつたのであつた。バランガイの長はバランガイのすぐれた統治者であると同時に、バランガイ防衛のためのすぐれた戦闘指揮者でもなければならなかつた。バランガイの主たる機能が土地と住民の防衛にあつたとすれば、弱小な首長に率いられたバランガイはすでにその機能を著しく損つている。弱小な首長のバランガイから強大な首長のバランガイへと人々の移動がおこなわれたのはこのためである。

しかし、バランガイの防衛は必ずしもすべて一個のバランガイの戦闘力によつて確保されたのではなかつた。第五章で検討するように、同一村落(pueblo)あるいは近隣の村落のバランガイの間では集團安全保障體制とでもいうべきものが成立していたのである。Plasencia は「これらのバランガイが各村落(pueblo)に多數存在した。あるいは戦争の際のことを考えて、少なくとも互に餘り離れていた」ことと述べているが、村落はそもそも集團防衛を目的に結ばれたいくつかのバランガイによつて形成されたのである。そしてこれらのバランガイの間では相互の争いが血の復讐に到らないように、共通の法慣習にもとづく仲裁のルールが確立するにいたつていたのである。しかし、こうしたバランガイ間の連合もいまだ個々のバランガイの獨立性をつき崩すまでには到つていなかつた。ここに政治組織としてのバランガイの歴史的特徴が存在したのである。

1 スペイン體制初期に township の意味で用いられた行政用語 pueblo とは區別せ

よ。

- 2 紗部恒雄「社會人類學とコミュニティ研究」『社會人類學』No.1(1957年) p. 41.
- 3 Blair, Emma Helen and Robertson, James Alexander, *The Philippine Islands 1493—1803*, Cleveland, 1903—1909, III, p. 154.
- 尙本書は全55巻から成る史料集である。以下 BR の畧號をもつて表わす。
- 4 Phelan, John Leddy, *The Hispanization of the Philippines: Spanish Aims and Filipino Responses 1565—1700*, Madison, 1959, p. 183.
- 5 Loarca, Miguel de, "Relacion de las yslas Filipinas," BR, V, pp. 84~187.
- 6 Plasencia, Juan de, FR., "Costumbres de los Tagalos del P. FR. Juan de Plasencia," Santa Inés, Francisco de, O.F.M., *Crónica de la provincia de San Gregorio Magno de religiosos descalzos de n.s.p. San Francisco en las islas Filipinas, China, Japon, etc...* Manila, 1892, II, pp. 592~598.
- 7 Morga, Antonio de, *Svcesos de las Islas Filipinas dirigido a Don Cristoval Gomez de Sandoual y Rojas, Duque de Cea por el Doctor Antonio de Morga*, Mexico, 1609. 本稿では次の邦譯を用いる。
神吉敬三譯, 箭内健次譯注『モルガ フィリピン諸島誌』岩波書店 1966年(以下モルガと畧記する)
- 8 Plasencia, pp. 592~593.
- 9 神吉, 箭内譯の「部下」を「隸屬民」と改めた。
- 10 モルガ, pp. 339~341.
- 11 Plasencia, p. 595.
- 12 BR, V, pp. 146~148 の timagua のバランガイ移動を指摘している。
- 13 モルガ, p. 300.
- 14 モルガ, p. 305.

第二章 バランガイにおける身分と階級

一 四つの身分と階級

第一章で引用した Plasencia の「タガログ族の慣習」は、バランガイに首長のほか三つの身分があつたと述べていた。すなわち貴族(maharlica), 平民(aliping namamahay), 奴隸(aliping sa guiguilir) がそれである。しかし, 征服

東南アジア基層社會の一形態

初期のスペイン人の記録には、 Plasencia とは異なる三つの身分階層を記録⁽¹⁾しているものが多い。それらを一覽表に整理してみると次のようになる。

文獻番號	1 (Plasencia)	2	3	4 (Loarca)	5 (Morga)
身 分 階 層	dato (=principal)	(chief)	dato (=knight)	(principal)	(principal)
	maharlica (=hidalgo)	timagua (=freeman)	timagua (=freeman)	timagua (=los hombres libres)	timagua (=plebeyo)
	aliping namamahay (=pechero)	(slave)	orispe (=slave)	esclavo tomataban tumaran- poc ayuey	namama- hay saguiguilir
	aliping sa guiguilir (=esclavo)				

上表 5 に整理した『モルガ フィリピン諸島誌』は、これら三つの身分について次のように説明している。⁽²⁾

これら諸島の原住民の間には三つの階層があり、彼らの社會は次の三階層に分かれている。まず首長 (principal) で、これについては既に述べた。續いてティマグワ (timagua) で、これは平民 (plebeyo) と同じである。最後が奴隸 (esclavo) で、これには首長の奴隸とティマグワの奴隸がある。

この奴隸には多くの種類があつた。ある者は、われわれが持つている奴隸のように、あらゆる種類の労役を行ない完全に束縛されている奴隸で、彼らはサギギリル (saguiguilir) と呼ばれている。彼らは〔主人〕の家の中で労役に從事し、彼らから生まれた子供たちも同様である。

他の奴隸は、主人の家の外で自分の家に家族と一緒に住んでおり、種蒔きや收穫の手傳いに來たり、主人が船に乘る時は漕ぎ手になつたり、

主人が家を建てる時にも手傳い、大切な客が來た時は主人の家に行つて奉仕する。彼らは、主人から呼ばれた時は、いつでも主人の家へ行き、何の報酬も受けずにその職務に從事する義務を持つている。こうした奴隸たちはナママアイ（namamahay）と呼ばれ、彼らの子供も子孫も同じ種類の奴隸となる。これらサギギリル及びナママアイには、完全奴隸のものと、半奴隸のものと四分の一奴隸のものがある。それはこういうわけである。つまり、もし父と母のいずれか一方が自由人であり、兩者の間に子供が一人あつた場合は、その子は半分自由で半分奴隸とみなされ、もし一人以上の子供があつた場合には、次のような形で配分されていた。つまり、長子は父の身分に従つて自由人か奴隸かになり、次子は母の身分に従つた。そして子供の數が奇數であつた場合、最後の子供は半分自由で半分奴隸になつた。これら半自由半奴隸から生まれた子供は父か母のいずれかが自由人である場合は、自由人の父または母と半奴隸の子供であるので、四分の一のみ奴隸となつたのである。これら、半奴隸と四分の一奴隸は、サギギリルであるとナママアイであるとにかくわらず、⁽³⁾一月おきに主人に奉仕する。奴隸制度は以上の通りである。

Morgaによれば、バランガイには首長（dato）と平民または自由人（timagua），および奴隸の三階層があり、奴隸はさらにいくつかの階層に分れていたという。そこで問題になるのは、Plasenciaの言う四つの身分階層とMorgaの言う三つの身分階層の関連である。第一章に引用したPlasenciaの敍述と上記のMorgaの敍述を比較してみると、Plasenciaの言う貴族（maharlica）とMorgaの言う平民（timagua）が同一身分を指し、またPlasenciaの言う平民（aliping namamahay）とMorgaの言う奴隸の一階層namamahayが同一身分を指していることがわかる。そして、それぞれの身分の實態に即していえば、maharlicaは貴族と言うよりはむしろ平民ないしは自由民と呼ぶ方

東南アジア基層社會の一形態

が適切であり, aliping namamahay についても平民ではなくて隸屬身分の一種として捉えた方が適切だと思われる。そこでわれわれは、ここでひとまず, Plasencia, Morga らの傳える身分制度を、首長 (dato), 自由民 (mahrlica-timagua), 隸屬民 (namamahay と ⁽⁴⁾saguiguilir) の三階層に大別してとらえてみることにしよう。

身分階層をこのように整理してみた場合、二つの問題が残される。一つは、maharlica-timagua がその身分内容において同一であるとしても、兩者の呼稱のちがいはどのようにして生じたのかという問題である。maharlica の語が Plasencia の記録にしか見られないのは、Plasencia の情報蒐集に誤りがあつたためであろうか。第二には namamahay が隸屬身分であるとしても、これを saguiguilir と一括して一つの身分としてとらえることの妥當性、および前掲表 3 番目の Loarca の文獻にみられる三種の奴隸と namamahay, saguiguilir の關係はどうなるのかという問題である。

第一の問題についてはすでにスペイン體制の初期からいくつかの検討が試みられてきた。十七世紀中頃、フィリピン諸島で長年にわたる傳道活動をおこなつた教父 Colín は、前掲の如きさまざまな身分呼稱をビサヤ族とタガログ族の二種の言語系列に分けて、次のような整理をおこなつている。⁽⁵⁾

身分階層	ビサヤ族の呼稱	タガログ族の呼稱
首長	dato	maguinoo
平民	timaua	maharlicá
奴隸	oripun {namamahay halon	alipin {mamamahay saguiguilir

ここには、前掲表中にはみられなかつた maguinoo, halon の二つの呼稱があたらしく登場している。しかし、三つの身分に分類されている點は表中の文獻と一致する。そして、問題の timaua (=timagua) と maharlica について、Colín はこれをともに平民を指す言葉で、ビサヤ語とタガログ語とい

う二つの言語のちがいによつて、このような二つの呼稱があつたのだとしている。

ところが、Colín より一世紀遅れてフィリピン諸島の傳道記録を殘した San Antonio は、Colín の書に據るところが多かつたとみられるにもかかわらず、身分呼稱に關しては Colín とは異なる分類をおこなつている。San Antonio は Plasencia の四つの身分にかれ自身の見解を加えて次のような整理をおこなつている。

dato	または maguinoo	……首長
mahadlica		……騎士、一度も奴隸になつたことのない人
aliping namamahay		……平民
aliping saguiguilir		……合法的な奴隸

そして、San Antonio は、かれの言う“一度も奴隸になつたことのない人” mahadlica と timava のちがいについて、次のようなあたらしい見解を提出している。

ある語彙では Mahadlica が解放された人と解されているが、同時にもつと信頼できる語彙では解放された人は Timava と呼ばれている。今日タガログ語の普通の用法で、「主人が私を自由にした」という意味に、Minahadlica aco nang Panginoongco という句が用いられているが、私はそれは Mahadlica という語が本來奴隸に自由を與えることを意味するからではなくて、完全な自由というのがその本來の語義だからだと思う。それが奴隸に與えられるときに人々はこの言葉を用いるのである。したがつて、この言葉が自由を與え、かれはこの言葉の嚴密なる意味において一切の隸屬狀態から自由な人となるのである。解放された人を意味するのには、Timava という用語がもつとも適切であることはまちがいない。

東南アジア基層社會の一形態

San Antonio によれば、mahadlica とは隸屬狀態に一度も陥つたことのない完全な自由民を指し、これに對して timava (=timagua) は、一度は隸屬狀態に陥つたことがあるが再び自由の身分を獲得した人ということになる。この San Antonio の見解は、19世紀末葉、フィリピン人 Pedro Paterno によつても支持されるところとなつた。

一つのバランガイ、すなわち一つの領國 (estado) に屬する人々は、かれらの間で cabalangay と呼ばれた。この言葉はタガログ語で共通といふ意味の接頭辭 ca- と balangay あるいは barangay から成つている。

同國人すなわち cabalangay の間には、二つの身分——自由身分と隸屬身分、あるいは自由民と召使の二つの身分が識別された。

自由民は mahardica、すなわち一度も隸屬狀態を知らない人と、timava すなわち、解放奴隸のようにいつか奴隸であつた人とに分れていた。かくしてタガログ社會は三つの階級、すなわち mahardica (貴族)⁽⁷⁾、timava (平民) および alipin (召使) に分れていたとみなすことが出来る。

maharlica, timagua 二語の解釋について、Colín と San Antonio ならびに Pedro Paterno 兩人の見解は矛盾する。私はフィリピン諸語に通じていないので、いずれの見解に對しも言語學的に判断することが出来ないが、以下のような推斷は許されよう。まず Colín の見解に關連して、本稿の分析對象であるタガログ族のあいだに timagua という言葉がなかつたとは言えない。ルソン島でタガログ族に接したばかりの征服者が、timagua なる身分について報告しているからである。⁽⁸⁾ したがつて Colín の見解はこの點ですでに妥當性を欠く。それに反して San Antonio および Paterno 兩人の見解は事實問題として蓋然性が高いと考えられる。その理由は本章第二節ならびに第四節で檢討するように、この社會では負債や刑罰にもとづく身分の轉落とそれとは逆の、解放金による身分の解放がかなり頻繁におこなわれていたか

らである。したがつて、自由民身分を享受していたもののなかにも、Paterno が言うように一度も隸屬身分へ轉落したことのない無庇の自由民と、隸屬身分から解放されて自由民になつたものがいたということは、十分に納得出来ることだからである。しかし、Plasencia が自由民を一括して maharlica の名においてとらえ、逆に Morga らが timagua の名においてとらえたことは、兩者のあいだに決定的な身分差がみられなかつたことを暗示している。ついでながら言い添えておくと、第五章で検討する「パンパンが族の法慣習」は、Plasencia の筆になるものと推定されているが、この法慣習においても、首長、timagua、奴隸の三身分しかみられない。

以上検討してきたところから、われわれは Plasencia の言う maharlica と Morga らの言う timagua を一括して、一つの自由民身分として捉えることが出来るであろう。本稿では以下この身分を timagua の名によつて統一することにする。そこで第二の問題に移る前に、自由民 timagua の身分的特徴を概畧しておこう。⁽⁹⁾

自由民 timagua は、バランガイのいかなる構成員にも隸屬しない独立の人格者であつた。かれらは、バランガイの構成主體として首長との間に次のような主従關係を結んでいた。timagua の首長に對する最大の義務は、バランガイと他の集團（他のバランガイや他の村落）との間に争いが生じた場合、首長の指揮に従つてみずからの費用で戦いに參加することであつた。つまり timagua は、首長とともにバランガイ防衛の任務を負つていたのである。そしてこの他に、次のような日常的義務を負つた。首長が外出する際首長に従つて護衛したり、船を漕いだりすること、首長の田畠の整地、播種、收穫の手傳い、家屋の新築の手傳い、首長が他の首長に宴を催す際準備やもてなしの手傳いをすることなど。バランガイによつては、timagua が首長に一定の年貢を納めるところもあつた。この制度は、Plasencia によればバランガイが土地を占取した際の特別の事情に基いていた。すなわち、あるバランガイが

東南アジア基層社會の一形態

新しい土地に移つてきた時、その土地がすでに他のバランガイによつて占領されていたような場合、首長はみずから資金でこの土地を購入したので、このようにして成立したバランガイでは、timagua らは首長に年貢を納める義務を負わされたのである。

以上のような timagua の義務に對して、他方首長は以下の如き特典をかれらに與えた。まず第一に、timagua は首長からバランガイの土地を利用する権利を與えられた。第二にバランガイの外で他の集團のものから危害を加えられないよう防衛してもらうことが出來た。萬一危害を加えられた場合は、首長はこれに對して復讐の戦いを組織した。つまり首長は timagua に對して、バランガイの二つの社會的機能——生活基盤の確保と安全性の保障——を十全に保障したのである。timagua の身分的な特徴は以上のようなものであつた。

そこで第二の問題に移つて、先に隸屬身分として一括した namamahay, saguiguilir および Loarca の三種の奴隸について、その身分的關連を検討していくことしたい。順序とてまず namamahay と saguiguilir の性格を明確にし、ついで Loarca の三種の奴隸と兩者との關連性をみていくことにしよう。(ここでは Morga の引用文にみられる namamahay, saguigrulir の變種である二分の一奴隸や四分の一奴隸については言及しない。それについては本章第三節でふれる。)

namamahay の身分的な性格については第一章の Plasencia の引用文に明解である。要點を示すと、この階層の人々は主人である首長あるいは timagua のために、自分の耕地の半分を耕作して提供しなければならなかつた。また、主人が外出する際船を漕いで從うなど、ちようど timagua が首長に對しておこなつたと同じようなさまざまな日常的奉仕をおこなつた。しかし namamahay は自分の土地や家、その他の財産を所有していて、子供たちにこれを相續させる権利をもつていた。また主人は、かれらを賣買することが

出来ず、主人がバランガイを移動する際にも、かれらを移動させることは出来なかつた。

これに對して *saguiguilir* は自分の土地や家を所有せず、主人の家に起居して一切の剩餘労働を收奪される賣買奴隸であつた。ただし *saguiguilir* のなかにも、家内労働をもつぱらにするものと、主人の田畠に建てられた小屋に起居して畠仕事をもつぱらにするものとがあつて、前者に對しては、わずかながら土地や財産が與えられるなど、主人の恩情的な取扱いがなされたといふ。

以上に要約した *namamahay* と *sayuiguilir* の性格を比較してみると、兩者がともに首長あるいは *timagua* に隸屬していたとは言うものの、その間には階級的ともいいうべき違いがあつたことがわかる。*namamahay* は、*timagua* が土地や家、その他の財産を所有すると同じ意味で、それらを所有していた。そして、みずから生産手段を用いて實現される剩餘労働の一部を主人に收奪されていたのである。これに對して *saguiguilir* は、みずからの生産手段を一切所有せず、主人の生産手段を用いて實現された全剩餘労働を搾取される、賣買奴隸であつた。*Plasencia* が *namamahay* と *saguiguilir* を別の二つの身分として捉え、前者を平民 (*pechero*)、後者を奴隸 (*esclavo*) と呼んだだけの、本質的なちがいがあつたのである。*José Rizal* が *Morga* の書に施した注釋によると、タガログ語の構造からみて *namamahay* は〈家を持つた [もの]〉を意味し、*saguiguilir* は〈[主人の家の] 端つこにいる [もの]⁽¹⁰⁾〉を意味するという。〈自分の家を持つたもの〉と〈主人の家の端つこにいるもの〉とが、バランガイ内で身分的に大きな差別を受けたことは言うまでもあるまい。したがつて、多くのスペイン文献が記しているように *namamahay*、*saguiguilir* を一括して奴隸の範疇に入れ、その中の二つの種類とみるのは適當でなく、兩者は別の二つの身分として位置づけられるべきものである。

以上のように namamahay, saguiguilir を異なる二つの身分として位置づけた場合、次に問題になるのは Loarca がビサヤ族を對象として報告した三種の奴隸が、それらとどのような關連をもつかという點である。Loarca に従つて tomataban, tumaranpoc, ayuey の身分的特徵をみていくと、まず最下層の ayuey は、主人の家に起居して衣食を給され、完全に身分を拘束されていた。かれらは 4 日のうち 3 日を主人のために働き、のこる 1 日を自分のために働いた。ayuey 同志が結婚して子供が生まれ、勞働できる年令に達すると、子供たちが親にかわつて主人の家で働く ayuey になり、両親は次にのべる tumaranpoc になつた。奴隸のなかで實際に賣買されたのは主としてこの ayuey 層であつた。

tumaranpoc は自分の家をもち、4 日のうち 1 日だけを主人のために働いた。かれらは勞働のかわりに穀を納めることも出來た。その量は年に 10 チクビテ（約 555 リットル）であつた。女性で子供がいる場合は、自分の家にいて月のうち半分だけ、主人が與えた棉を紡いだ。ayuey および tumaranpoc の財産はかれらが死亡するとすべて主人に沒收された。

tomataban は一月に 5 日主人のために働くかねばならなかつた。あるいは、年に 5 チクビテの穀を納めてこれに代えることも出來た。tomataban の勞働は主人の家で酒宴が催される際、土産ものをもつて手傳いに行き、酒宴に加わるといつた種類のものであつたらしい。女性で子供がいる場合は、主人が與える棉を月に 1 棒だけ紡ぐことになつていた。tomataban が死ぬと、その財産は主人の手で子供たちに分けられた。⁽¹¹⁾

以上が Loarca の奴隸に関する敍述の要旨である。この内容を検討していくと、Loarca が對象としたビサヤ社會は、Plasencia や Morga が對象としたタガログ社會の前身形態ではなかつたかと窺わせる節がある。Loarca は三種の奴隸の身分的なちがいを、主人によつて收奪される勞働量（=日數）で直接に表現し、Plasencia のように「自分の畑の半分をもつて主人に仕え

る」といつた、土地を媒介にした表現をとつていない。このことはおそらく、Loarca の対象としている社会が、労働の收奪に際して誰の土地において實現された労働かということを、問題にする必要のない社会だつたからではあるまいか。つまりバランガイ内における土地の私有化が、ビサヤ社会ではタガログ社会よりも進展していなかつたのではないかと考えられる。tumaranpoc や tomataban が、労役ではなく物納を認められている點も、むしろそうした社会の發展段階のなかで受けとめられねばならない問題であろう。

このような點を考慮に入れて、namamahay, saguiguilir と tomataban, tumaranpoc, ayuey の関連を考えてみると、tomataban, ayuey がそれぞれ namamahay, saguiguilir に對應し、tumaranpoc はその中間形態とみられる。ayuey が saguiguilir 同様、主人の家に起居した賣買奴隸の本質を備えていた點には問題がない。tomataban は namamahay よりも搾取率が低いが、そしてまた、ビサヤ族の場合土地私有の契機は餘り進展していなかつたと考えられるから所有という言葉には括弧つきであるが、namamahay と同様、土地や家やその他の財産を所有し、それを子孫に相續させる権利をもつていた。Loarca の社会に土地の私有制度が進行すれば、tomataban はいつも明確に namamahay のかたちをとるものと豫想される。これに對して tumaranpoc は、ayuey-saguiguilir および tomataban-namamahay 兩者の性格を半ばづつ備えた中間形態を示している。かれは tomataban のように自分の家に住んで、4日のうち1日だけを主人のために働いたが、また ayuey のように、死後すべての財産を主人に汲收され、子供たちには相續権が認められていなかつた。また tumaranpoc は、ayuey 同志が結婚して子供を育てた場合に轉化する身分とされており、その限りでは一代限りで消滅する身分であつた。ビサヤ社会に土地の私有化が進行していけば、tumaranpoc は早晚、ayuey か tomataban に兩極分解せざるをえまい。

Loarca の三種の奴隸と namamahay, saguiguilir の身分的關連は、以上

東南アジア基層社會の一形態

のように、ビサヤ社會とタガログ社會の社會發展のづれを考慮に入れて捉えられねばならない問題と思われる。

以上検討してきたところから、われわれは一つの歴史的段階としてのタガログ社會に——それを本稿では〈バランガイ社會〉と呼ぶのだが——、dato, timagua, namamahay, sanguiguiril の四つの基本的な身分階層が存在したことを確認することが出来た。この四つの身分階層は、すでに検討してきたところから四つの階級として把握できるものである。全剩餘勞働を搾取される sanguiguiril 階級、土地その他の生産手段を所有しつつ、部分的に剩餘勞働を搾取される namamahay 階級、みずからの生産手段によつてみずからの勞働成果をみずからの手中に納めると同時に、namamahay, sanguiguiril を搾取するところの timagua 階級、バランガイのすべての土地に對して上級所有權を有し、namamahay, sanguiguiril を搾取するところの dato, の以上四階級である。バランガイ社會の前段階として等質の無階級社會を想定すれば、これら四階級は timagua の上下分解によつて成立したと解することが出来るであろう。すなわち dato は、同等者中の第一人者として timagua のなかから出現し、いまだ timagua との間に本質的な階級對立を出さるまでにはいたつていない階級であるが、他方 namamahay, sanguiguiril は timagua から轉落して、dato および timagua に搾取されるにいたつた階級というわけである。そうだとすれば、バランガイ社會における最大の階級矛盾は、namamahay, sanguiguiril と dato, timagua との間に存在したといえるだろう。本章の以下の各項では、dato および namamahay, sanguiguiril が timagua のなかからどのようにして成立したのか、バランガイ社會における身分=階級制の契機について検討していこうと思う。

二 首長權の成立

バランガイの統率者 dato の地位はどのようにして確立されたのか。dato

の起源について Plasencia は、マライ系民族が barangay と呼ばれる小船に乗つてこの群島に移住してきたとき、この小船の長が dato になつたと述べていた。また Morga は、「こうした首長の位及び領主權は親子關係で相續され、父から子に、子から子孫へと繼承されるが、子供がいない場合は、兄弟及び傍系の親族が相續していた」と述べて、首長權の世襲制を指摘していた。Plasencia, Morga によれば、少なくともスペインの征服期には、dato の地位は家系として確立していたかに見える。しかし、こうした見方に對しては、次のような記録が存在する。同じく Plasencia の手になると言われる「パンパンガ族の法慣習」には、「〔近接したバランガイの間では〕首長たちの中でも一番勢力のあるものが、他の首長たちに對して獨裁權をふるう。たとえかれらが兄弟の關係にあつても⁽¹⁾」という一節がみられ、また教父 Colín⁽²⁾は、マニラに叔父と甥の關係にある二人の首長がいたことを記している。兄弟あるいは叔父・甥の關係にあるものが、それぞれ別のバランガイの首長の地位にあつたということは、當時、dato の地位が必ずしも世襲制のみで成立していたのではないことを物語る。バランガイの分裂、あるいはあたらしい首長權の成立が、スペインの征服期にもみられたことを暗示する。この點について詳細な敍述を殘したのは Colín であった。Colín は以下の敍述によつて、首長權の世襲制を全面的に否定し、首長の地位は富と暴力によつてすべての人々に解放されていたと主張している。

人が首長となるのは、普通は血のつながりによつてではなく、かれの働き (industria) と力 (fuerça) によつてである。なぜなら、たとえ身分の低いものでも、人々から勤勉な人間だと見られたり、自分の仕事や才覚——たとえば農耕や動物の飼育や商取引、または鍛冶職、金細工師、大工など、生業にしている何かの職業、あるいは一番普通に行なわれていることだが掠奪や横暴なふるまいなどによつて、なにがしかの資金を得たら、かれはそれによつて權威と名聲を獲得するからである。そして

横暴なふるまいと暴力によつて力をまし、これらの要素によつて dato の名を得るからである。かれの周囲には血縁者、あるいは血縁者以外のものが集り、かれに信用と尊敬をつけ加え、かれを首長にするのである。かれに權威や爵位を與える上級權力 (Superior) は存在しなくとも、かれの働きと能力さえあれば〔人は首長になるのである。〕人をうち負かすものは活氣をうるから、したがつて、より多くの掠奪と專制をおこなえばおこなうだけ、それだけ強力な首長になつた。そしてもし、その息子たちが、こうした點を繼承すれば、かれらはその榮ある地位を相續したが、反対に小人物であつた場合は人に従えられて、不運や不幸な出来ごとや病や破算などによつて衰え、財産ともども名譽を失なつたのである。世界中どこででも行なわれているように、かれらが尊敬された兩親や親戚をもつことは、かれらにとつて何の有效性もなかつたし、現在もそうである。このようにして、父親が首長であつてもその息子や兄弟たちは奴隸——それも悪いことに自分の兄弟の奴隸であるような事態が起きてい
(3)
 る。

Colín の敍述はいくぶん事態を誇示しているきらいがあるが、しかし征服期の dato の地位をめぐつて、一面の眞理が示されていると考えられる。先に第一章で、パランガイが嚴密な意味での血縁集團とは呼びえないこと、timagua が有能な首長を慕つてパランガイを移動したことを擧げて、パランガイは血縁集團というよりは、dato に率いられた一黨と呼ぶのがふさわしいと述べたが、そこにみられたパランガイの流動的な性格は、dato の地位についても妥當したものと推測される。timagua と dato との主從關係が絶對的なものではなかつたということは、無力な dato が自滅する可能性を示し、Colín が述べているように、身分の低い普通の人々のなかからも富と戦闘力に勝る人物が、容易に一黨を組織しうる可能性を示している。

しかし、こうした可能性の反面、この時期のバランガイ社会には、すでに dato の世襲制を保障する諸制度が確立しつつあつたことも事實である。後の三つの章で検討するように、身分制を基礎とした婚姻制度や、慣習法による階級的な裁判によつて、首長はますます権力を擴大していくことが出來たのである。

バランガイ社会は dato の絶對的な地位と世襲制が確立する過渡期の社會だつたといえるだろう。部分的にみればすでに dato の強力な支配權が確立し、世襲制が確立したバランガイもあつたであろうが、一部では富と戰鬪力を背景にした dato の興亡が、したがつてバランガイそれ自體の再編がくり返えされていたのである。

三 namamahay, saguiguilir の起源

スペイン文献に言うところの奴隸すなわち namamahay ならびに saguiguilir 階級——の起源について、Martin de Rada の書簡は四つのケースを⁽¹⁾挙げている（この書簡は1574年にメヒコ副王にあてて書かれたものである）。第一は生まれながらの奴隸、第二は捕虜奴隸、第三は刑罰による奴隸、そして第四に負債奴隸である。これに第五としてその他の項目を加えると、スペイン文献から蒐集される奴隸發生の起源は完全に盡される。

第一の生まれながらの奴隸とは、兩親の双方あるいは一方が奴隸であつた場合、子供たちが親の隸屬身分=階級を繼承するケースであるが、これについては次の第四節で説明する。

第二の捕虜奴隸について Rada は、ビサヤ族についてだと断りつつ、かれらはみな海賊で毎年防衛を怠つてゐる人々や、血縁や同盟によつて自分たちと結びつきのない村々を襲つて、人々を捕獲してくると述べている。ビサヤ族の海賊による人身捕獲はスペイン征服以前からこの地域に惡名をとどろかせていた。⁽²⁾ Loarca はビザヤ族の掠奪遠征について次のように報告して

いる。

海岸地帶の住民は、毎年そよ風 (brisa) と大風 (vendabal) の間の海の風 (bonança) の季節に、掠奪に出かける。山地民 (tinguan) は收穫を終えた後に出かける。かれらの習慣では、かれらの友人の敵はかれらの敵でもあるから、戦いには不自由しなかつた。

掠奪に出かけて敵を生捕りにしたら殺さなかつた。降服後捕虜を殺したものは、自分の財布から代償を支拂つた。もし支拂えなかつたら奴隸にされた。掠奪品はどんなものであつても、漕手として參加した timagua に少部分が與えられるほかは、首長のものとなる。多數の首長が〔一緒に〕掠奪に出かけた時は、magaanito すなわち上述の供物を提供した首長が掠奪品の半分をとり、残りの半分を他の首長たちがとつた。⁽³⁾

このような掠奪遠征によつて捕獲された捕虜が、賣買奴隸すなわち saguiguilir にされたのであつた。タガログ族についてはビサヤ族のようにはなばない海賊行爲は傳えられていないが、皆無だつたとはいえない。Legazpi はルソン島などの平地民が山地のネグリートと戰つてこれを捕獲する例をのべている。⁽⁴⁾

第三の形罰による奴隸については、二つの場合があつた。一つは犯罪の實刑として奴隸にされる場合で、もう一つは刑罰として課せられた罰金が支拂えなくて隸屬身分に轉落する場合である。まず實刑として奴隸化される場合について、この場合の奴隸とは saguiguilir と解されるが、Plasencia は「まじないを使つたもののように死刑に値する人々以外は、誰人も奴隸の刑に處せられなかつた」と述べて、奴隸刑が最高の極刑であつたことを示している。スペイン文獻のなかから具體的に奴隸刑に相當した犯罪の實例を拾い擧げてみると、以下のような場合が擧げられる。

1 殺人、姦通、盜み、有力者の夫人を辱しめる言辭を弄したり、彼女を

公衆の面前で裸にしたり、彼女が逃げようとしてあるいは身を守ろうとして倒れ、辱しめを受けるようなことをした場合。⁽⁶⁾

- 2 首長の葬儀中話したり音をたてたりしてはならないという禁令を犯した場合。首長の妻が水浴中そば近くを通つた場合。首長や首長の妻が通りをとおる時、timaga の家から塵や汚物を落した場合。⁽⁷⁾
- 3 首長の夫人たちが川で水浴をしている時にその前を通つたとか、あるいは尊敬を欠くまなざしで見上げたとか〔いう場合〕。⁽⁸⁾

史料1の殺人、姦通、盜みの項を除いて他はすべて首長に対する不敬罪である。奴隸刑はバランガイ社会における最高の極刑であつたと同時に、この結果生じた奴隸の多くは首長一個の手に集中したのである。

そこで次に、刑罰として課された罰金が支拂えなくて奴隸に轉落する場合についてみていく。この場合の奴隸には namamahay と saguiguilir の双方があつた。バランガイにおける社會制裁は、死刑や奴隸刑のような特別の實刑を除いて、ふつうは罰金刑であつた。しかし、犯罪者が定められた期間内に罰金を支拂えなかつた場合、かれは次のような經緯で namamahay あるいは saguiguilir へ轉落させられたのである。

まじないを使つたもののように死刑に値する人々以外は、誰人も奴隸の刑に處せられなかつた。まじないを使つたものは殺され、その子供や共犯者は首長の奴隸にされた。そして首長が被害者に何らかの償いをした。その他の犯罪はすべて金で判決を言い渡された。もし支拂が直ちになされない場合は、〔受刑者は〕支拂いが済むまで、金が支拂わるべき當の被害者のもとで次のような方法で奉公した。すなわち、〔かれの〕耕地の半分と全收穫が主人のものになつた。主人は〔受刑者に〕衣食を給し、こうしてかれとその子供たちを使用した。〔受刑者が〕刑罰を償うための蓄積が出来なかつた場合は奴隸にとどまつた。その子供たちも同様であつた。萬一、父親が負債を支拂つたとしても、主人は子供たち

を食べさせてやつたことに對して支拂いを求め、その支拂いが不可能な場合は、子供たちは主人の家にとどめられた。このようなことはごく普通のことであつた。〔こうして〕子供たちは奴隸にとどまつた。

もし受刑者がかれに代つて支拂いをしてくれる親戚や友人をもつていたら、かれは代りに支拂つてくれた人に、支拂いが済むまで、かれの勞働の丁度半分の奉公をした。しかし、aliping sa guiguilir としてその人の家に住み込んでではなく、aliping namamahay として自分の家に住んでである。もしこのようにして代りに支拂つてくれた人に奉公しなかつたら、かれは借りたものの二倍を返さなければならなかつた。このようにして人々はこの種の負債で奴隸になつていつた。罰金を受けとる主人に仕えるならば sa guiguilir に。⁽⁹⁾ 罰金を融通してくれた人に仕えるならば aliping namamahay に。

以上は Plasencia の記録であるが、これから罰金刑を契機として namamahay ならびに saguiguilir が成立する經緯が明らかになつたであろう。すなわち罰金刑の受刑者のなかで罰金を即座に支拂えなかつたものは、支拂いが済むまで、罰金を受けとるべき人の家に住込んで奉公しなければならなかつた。しかしこの場合も、受刑者は自分の耕地の半分を主人のために耕作⁽¹⁰⁾して、他の半分は自分のために耕作する可能性が残されていたようである。そしてこの自分用の耕地の収益によつてか、またはその他の工面によつてか、罰金を完済出来たものは住込み奉公から解放されたのである。しかし、通常はそのような工面は不可能で、一度住込み奉公の状態に陥ると、子々孫々にまでこの状態が繼承されたという。この住込み奉公の状態が saguiguilir であつた。

一方、罰金を即座に支拂えなかつた受刑者のなかでも、代りに支拂つてくれる親戚や友人をもつていたもの場合は、從來通り自分の家に住んで、こ

の親戚や友人に、負債の返済が済むまで自分の労働の半分を提供すればよかつた。この状態が namamahay であつた。この場合、自己の労働の半分を他に提供しつつ負債を完済することは容易なことではなかつたであろうから、この状態は、すなわち namamahay 身分の成立を意味した。こうして、犯罪そのもの、罰金そのものは軽少なものであつたにもかかわらず、罰金を即座に支拂えなかつたために受刑者が半永久的な隸屬身分、被搾取階級へ轉落するという事態が生じたのである。先の刑罰によつて直接 saguiguilir が生ずるケースでは、この結果生じた奴隸は首長の手に集中したが、罰金刑を契機として生じた奴隸は、首長ばかりでなく timagua の手にも獲得されたのである。罰金刑による奴隸は次の負債奴隸とともに、隸屬身分のもつとも大きな成立要因をなしていた。

そこで四番目のケースとして負債奴隸についてみていくと、この當時バルガイの人々が負債に陥つたおもな原因は、罰金の支拂いと食料の欠乏であつた。この社会では融資は年10割以上の高利をともなうのがふつうであつたから、人々はわずかな負債がもとで隸屬身分へ轉落する危険性を負つていた。Colín は負債による奴隸の成立について次のように述べている。

これらの奴隸のもつとも一般的な起源は、かれらの間でさかんにおこなわれていた高利貸 (el logro y la vsura) であつた。——中畧——負債者が指定された期限までに負債を支拂わないと、それを支拂うまで奴隸にされた。こういう事態はしばしば生じた。なぜなら、支拂いが遅れるにつれて利子 (la ganancia ó crecimiento) が倍加し、その結果負債者の資産を越えてしまつたからである。こうして負債に押しつぶされて、氣毒な男は奴隸になつた。そしてそれ以後、かれの子供たちや子孫もみな奴隸になつた。⁽¹¹⁾

負債奴隸の成立の事情も罰金奴隸に類似していた。罰金刑を即座に支拂え

東南アジア基層社會の一形態

なかつた受刑者が、ほとんど半永久的に隸屬状態から脱出できなかつたように、一度隔資を受けたものは、支拂いが遅れるにつれて倍加する高利のために、容易に負債を完済できず、半永久的な隸屬身分に陥つたのである。

ところでこの場合の〈奴隸〉とは、 *saguiguilir* のことであろうか。上記の Colín の引用文を前後の文脈から判断すると、ここでの〈奴隸〉は *saguiguilir* と解するのが妥當のようである。また Plasencia は、先に引用した刑罰奴隸の敍述に續いて高利貸の慣習にふれ、高利貸による負債者も罰金刑の受刑者と同じように、支拂いが済むまで「[かれの] 耕地の半分と〔その全〕收穫」を債権者に提供して奉仕せねばならなかつたと述べている。Plasencia も、*namamahay*, *saguiguilir* のいずれと明言しているわけではないが、その表現から判断して、受刑者が罰金を受けとる當の被害者のもとで奉仕したように、負債者も債権者のもとで奉仕した、すなわち *saguiguilir* になつたと述べているようである。Colín と Plasencia のこの部分の敍述から判断する限りでは、高利の負債を契機として生まれた隸屬民は、すべて *saguiguilir* になつたと解すべきであろう。

しかし、ひるがえつて罰金刑を契機として *namamahay* が成立した過程を想起すると、そこにみられた親戚や友人からの隔資は、ここで取扱つている高利の隔資とまったく同じ性格のものであつたとも考えられる。そうだとすれば、負債奴隸として *namamahay* が成立する可能性もあつたのである。この點についてここで私の結論を提出することは出来ない。しかし、「隸奴のもつとも一般的な起源は……高利貸であつた」とされる點からも、負債奴隸の實態を確定することは今後の大きな課題である。

五番目のケースとしてその他の項目に挙げられるのは、婚姻の際婿側から嫁側の両親に贈る婚資に關連して生じた奴隸である。これについて Colín は大畧次のように述べている。

結婚する時婚資がなかつた男は妻の奴隸になつた。そしてその子供た

ちは父方、母方に二分され、父方の子供は母親の奴隸となり、母親の死後は、財産分配によつて彼女の兄弟姉妹、血縁者の奴隸になつた。一方母方の子供は、自分の父親や父方の兄弟たちの主人となつた。⁽¹²⁾

婚資については第四章第二節で検討するのでここでは説明を省略するが、要するに婚資は花嫁の労働代價であつたから、これを金で支拂えない男は自分の労働で支拂わねばならなかつた。婚資は花嫁を送り出した一家の財産にくみ込まれたので、嫁した娘がこの部分を両親から遺産相續した場合、理論上夫は妻の奴隸(=被搾取者)になり、またその子供たちも、次節ならびに次章で検討する双系血縁制度にもとづく相續制度によつて、父方の子供は母方の子供の隸屬者となつたのである。Colín 以外にこのような奴隸成立の契機を指摘した文獻は他にみられなかつたが、のちに検討する婚姻制度、相續制度からみて、理論上は十分に納得出来る現象である。

以上、スペイン文獻にいうところの奴隸の起源について検討してきた。他集団から捕獲された捕虜奴隸 *saguiguilir* の場合を除いて、奴隸はすべて同一バランガイの *timagua* から生じたのである。その主要な契機は以上で明らかのように、罰金刑と負債であつた。

四 身分繼承原理と不完全隸屬民の成立

これまで検討してきた四つの基本的な身分=階級は、次節で検討する身分解放という特別の場合を除いて、代々子孫に繼承された。ところで、身分の繼承に關して一つ問題になるのは、異なる身分の間で婚姻が結ばれた場合、その間に生まれた子供たちは両親のどちらの身分を繼承したのかという點である。この問題について Plasencia は次のように述べている。

もし一方が *maharlica* で他方が *namamahay* あるいは *saguiguilir* 奴隸である二人が結婚した場合、かれらは子供たちを次のように分けた。

第一子は男であろうと女であろうと父親のものになり、第三子、第五子もそうであつた。一方、第二子、第四子、第六子は母親のものになり、以下その他の子供たちについても同様にして分けた。そこでもし父親が自由民であれば、かれに當つた子供たちはみな自由民であり、もしかれが奴隸であれば、かれに當つた子供たちはみな奴隸であつた。母親の場合についても同様であつた。もし子供が一人しかいない場合は、かれは半分自由で半分奴隸であつた。そしてこのことについての議論では男の子であろうと女の子であろうと〔區別がなく〕、ただかれらに當つたようにすればよかつた。

奴隸にとどまるものは、父親あるいは母親の隸屬狀態に従つて、*namamahay* か *saguiguilir* になつた。子供が奇數人の場合、残つた一人は半分自由で半分奴隸であつた。いつ、あるいは何歳の時子供たちを分けるのか、確なことを調べることが出來なかつた。というのは〔この點については〕各人が好きなようにしたからである。⁽¹⁾

すなわち Plasencia によれば、自由民と奴隸という異なる身分の間で婚姻が結ばれた場合、その間に生まれた子供たちは、奇數番目と偶數番目の子供に二分され、前者は父親のものになつて父親の身分を繼承し、後者は母親のものになつて母親の身分を繼承した。そして一人つ子や端數の子供は両親の身分をそれぞれ半分づつ繼承して、同一人格のなかに自由民身分と奴隸身分を合わせもつ不完全奴隸になつたという。夫婦が二人の間に生まれた子供を二分して、それぞれに自己の身分を繼承させるというこのシステムは、この社會の双系血縁制度に基く所有・相續制度と、密接な關連をもつものと考えられる。第四章でみると、この社會では夫婦はそれぞれ獨立に自己の財産をもち、それに對する管理・處分權を有していた。したがつて各人は婚姻に際して持參した財産についてばかりでなく、結婚後二人で獲得した財産に

ついても、二分の一づつの所有權を有していたのである。夫婦が二人の間に生まれた子供を二分し、それぞれを自己の所有とする考えは、この夫婦の間における財產權に對應した考え方とみることが出来る。夫婦はそれぞれ、みずからの所有物たる子供に對して、みずからの身分を繼承させたのであつた。この身分繼承原理は、主人を異にする二人の奴隸が結婚した際の子供たちの歸屬についても同様に適用された。「パンパンガ族の法慣習」第20項に詳述⁽²⁾されているように、第一子は父親の主人に、第二子は母親の主人にという順序で子供たちは二人の主人の間に分けられた。そして端數の子供は双方の主人に半分づつ歸属したのである。異なる身分の間の婚姻から生ずる子供たちの身分繼承に關する基本原則は以上の通りであつた。

ところで、namamahay, saguiguilir のなかには、一個の人格のなかに自由民身分と隸屬身分を合わせもつ不完全隸屬民とでも呼ぶべき隸屬民が存在した。この不完全隸屬民は、異なる身分の間の婚姻によつて發生したものである。半奴隸半自由民たる二分の一奴隸の成立については、前頁の Plasencia の敍述から明らかであるが、その他の不完全隸屬民——四分の一奴隸や八分の一奴隸——についてもこれと同様に考えることが出来るであろう。すなわち、四分の一奴隸は自由民と二分の一奴隸が結婚して、二人の間に奇數人の子供が生まれた場合、一人つ子あるいは二分して半端になる子供から生じたのである。以下八分の一奴隸、十六分の一奴隸などについても同様の原理でその成立を考えることが出来る。不完全隸屬民の現實の存在形態については詳かでないが、成立の原理については、身分繼承の基本原則に従つて以上のように考えるのがもつとも合理的である。

しかし、二分の一奴隸の成立に關してまでは問題がないとして、四分の一奴隸以下、隸屬度のより少ない不完全隸屬民の成立に關しては、以上とは異なる理解があり、それがさらに誤解を生んで、當時のフィリピン社會に二つの異なる身分繼承の原則があつたとの指摘を生むに到つている。この一連の

誤解を生むもとになつたのは、本章第一節で紹介した Morga の敍述である。そこで Morga は、四分の一奴隸の成立について次のように述べていた。

これら半自由半奴隸から生まれた子供は、父か母のいずれかが自由人である場合は、自由人の父または母と半奴隸の子供があるので、四分の一のみ奴隸となつたのである。

この Morga の敍述を受けて、San Antonio は次のようにみずからの言葉で表現した。

もし一人の自由民が半奴隸と結婚すると、子供たちは四分の一の部分だけ奴隸になつた。そしてかれらは、かれらがおこなう奉公に關してだけ、⁽³⁾ この點を認めた。

San Antonio は Morga の一節を「これら半自由半奴隸から生まれた子供は [すべて]……四分の一のみ奴隸となつたのである」と理解したのである。Morga の文章の理解としては San Antonio 解釋を是とすべきであろう。しかし、この解釋を是とすると、先に述べた身分繼承の基本法則とは異なるもう一つの原理を認めねばならなくなる。すなわち、自由民と完全奴隸との間に生まれた子供たちについては先の基本法則に従うが、自由民と二分の一奴隸（そして以下推測として、四分の一奴隸、八分の一奴隸など）との間に生まれた子供についてはすべて、一方の親の隸屬身分の二分の一の隸属性を繼承するというのである。いまこの見解の後半の部分を具體例に即して考えると、timagua A が timagua B に隸屬する二分の一 namamahay C と結婚した場合、その間に生まれた子供たちはすべて四分の一 namamahay となつて、timagua B に隸屬するということになる。したがつてこの場合、timagua A の子供に対する所有權はまったく無視されることになる。この一例でも明らかなように、Morga—San Antonio の言う四分の一奴隸成立の

原理は、この社會の所有・相續制度とまったく相容れないものである。

ところが近年、J.L. Phelan 氏は Morga—San Antonio の見解をさらに單純化して、當時のフィリピン社會には地域の慣習によつて異なる、二つの隸屬身分繼承の方法があつたとする次のような見解を提出した。

隸屬身分は繼承された。それには二つの方法があつて、地域の慣習によつて異なつていた。自由民男子と隸屬民女子の子供はみな半自由半隸屬民になり、その子孫は次第に四分の一、八分の一、十六分の一等の隸屬民になるか、あるいは子供たちは二分されて、半分が自由民になり他の半分が隸屬民になるかのいづれかであつた。⁽⁴⁾

この見解について、氏はとくにその論據となる史料を擧げていない。しかし恐らく、Morga—San Antonio の系列によるものであろう。他に氏の見解を裏づける史料を見つけることが出来なかつた。しかし、Morga—San Antonio の敍述は Phelan 氏のいう二つの繼承方法を混同して記しており、地域の慣習によつて異なる二つの身分繼承方法があつたとする、Phelan 説を全面的に支持するものではないのである。また Phelan 氏が擧げている前半の繼承方法が、身分繼承原理はこの社會の所有・相續制度に對應するという本稿の主張と相容れないことは言うまでもない。不完全隸屬民を含めてすべての身分繼承は基本原則に基いておこなわれたとする本稿の立場を否定する見解は、いづれも十分な論據をもつてないのである。

五 身 分 解 放

前項ならびに前々項では、timagua から namamahay あるいは saguiguilir が成立する契機についてみてきたが、バランガイにはこれとは逆に、隸屬民が一定の解放金を支拂うことによつてふたたび timagua へ上昇できる身分解放の道も開かれていた。しかし、この條件については必ずしも明確ではな

いので、ここでは問題點のみ指摘して今後の研究にまつことにする。

Plasencia は namamahay, saguiguilir 兩身分の説明に續けて、身分解放について次のように述べている。

もしこの saguiguilir 奴隸のなかのあるものが戦争に參加したり、金細工師として、あるいはその他の方法で主人に差し出さねばならぬ金以外に〔自分の〕金を獲得したら、身分を解放してもらつて、平民と呼ばれる namamahay 奴隸になつた。その額は金⁵タエル以下ではなかつた。もし10タエルあるいはそれ以上差し出すと、きまりに従つて完全に自由な身分となつた。このことのため、かれらは面白い儀式をおこなつた。奴隸がもつている寶石を〔奴隸と主人の間で〕二分した後、奴隸がもしおの家の持つている場合は、土鍋や水瓶にいたるまで分け合い、一つ餘分にある時は碎いて分け、綿布があると半分にして分けた。⁽¹⁾

Plasencia によれば、身分解放の必要條件は身分に應じて一定の解放金を支拂うことと、一つの儀式をおこなうことであつた。ところで、敍述の多くを Plasencia に據つている Morga は、身分解放について Plasencia にはみられない一つの條件を擧げている。すなわち Morga によれば、身分解放を要求出來たのは、自己のうちに何割かの自由民身分を有する不完全奴隸のみであつて、完全奴隸にはそれを要求する権利がなかつたという。

奴隸が完全奴隸でなく半奴隸または四分の一奴隸である場合は（自分の自由に相當する部分に基いて）正當な價格で解放してくれるように主人に強要する権利をもつている。この價格は、それがサギギリルであるか、ナママアイであるか、半奴隸であるか四分の一奴隸であるかという奴隸の性質によつて評價され變化する。しかし、完全奴隸の場合には、いかなる價格でも身請けしたり解放したりするよう主人に強要することは出来ない。

原住民の間では、サギギリル奴隸の價格〔＝解放價格〕は、高くても良質の金10タエ〔タエル〕つまり80ペソであるのが普通であり、ナママアイはその半分で、その他の場合は、人物と年令を考慮に入れて決めら
⁽²⁾れる。

Morga の言う完全奴隸を前後の文脈から素直に解釋すると、完全 namamahay と完全 saguiguilir の双方が含まれることになる。したがつて、たとえば二分の一 saguiguilir は身分解放を要求する権利を有したが、完全 namamahay にはそれが不可能であつたということになる。いいかえれば、自己のうちに幾分かでも自由民身分を有していない限り、たとえ身分的には上位にあつても、また解放金を調達出来たとしても、身分解放を要求する権利はなかつたということになる。Morga を参照したとみられる San Antonio
⁽³⁾は、この見解に立つている。

しかし、この見解に對してはいくつかの疑問ないしは訂正が提出される。たとえば、Morga の言う完全奴隸とは完全 saguiguilir のみを指すのではないか。そうだとすれば、完全 saguiguilir は原則的には解放金を調達する可能性をもつていなかつたのだから、現實と一致する。あるいは、そもそも身分解放に完全奴隸と不完全奴隸の區別があつたとする指摘それ自體が納得出来ない。たとえば經濟的にみて、二分の一 saguiguilir が解放されて、完全 namamahay が解放されない理由が説明出来ないし、また、解放金の價が、解放を要求出来ないといわれる完全 saguiguilir、完全 namamahay を基準にして示されているのはどういうわけか、など。しかし、こうした反論ないしは訂正も結局推測の域を出ないものである。したがつてここでは、この問題は結論の今まで残しておかざるをえない。

そこで身分解放のもう一つの條件である儀禮についてふれておこう。Colín は先の Plasencia の引用文を約言したのち、解放儀禮について次のように付

言している。

この引き渡しをするために、當の奴隸は招宴を催さねばならなかつた。そしてそこに、主人、親戚、友人が招かれた。宴の最中に金や寶石の引き渡しがおこなわれ、出席者は主人がそれを受けとつたことについて證人となつた。⁽⁴⁾かくして主人は満足し、奴隸は自由にされた。

Plasencia, Colín 兩人の敍述に従つて解放儀禮の内容を要約すると次のようになる。儀式は解放される隸屬民の招宴として催され、かれの主人、親戚、友人が招かれた。宴が酔の時點で、隸屬者から主人に解放金が手渡され、かれの一切の財産（但し動産のみ）がかれと主人の間で二分された。出席した親戚、友人一同は以上の引き渡しについて證人となつた。

namamahay あるいは saguiguilir と主人との間の主從關係、搾取・被搾取關係が、かれら兩人の私的な關係であつたにもかかわらず、この關係の解消に當つてこのような儀禮を必要としたのは何故か。解放儀禮の社會的機能は、隸屬者の身分解放を社會的に確認し保障することにあつたと思われる。解放儀禮におけるバランガイ員の相互確認以外、身分解放を保障する力が他に存在しなかつたということであろう。バランガイ社會においては、バランガイ員各人の權利は、たとえば隸屬民を支配する權利も自由民身分を享受する權利も、バランガイ員相互の確認にもとづく秩序體系に支えられてはじめて保障されたのである。解放奴隸は解放儀禮によつて、バランガイの身分秩序のなかにみずからを確認され保障されたのである。

第二章 第一節

1 文獻番號1は Plasencia, 2は記録者不明 “Relations of the Conquest of the Island of Luzon,” *BR*, III, pp.141～172. 3は Artieda, Diego de, “Relation of the Western Islands Called Filipinas,” *BR*, III, pp.190～208. 4は Loarca. 5は Morga.

2 第一章で引用したモルガの敍述には〈貴族〉の指摘がある。しかし、以下の敍述

からも明らかのようにモルガはこれを一つの身分階層としてはとらえていない。

- 3 モルガ, pp. 343~344.
- 4 以下 aliping namamahay は namamahay, aliping sa guiguilir は saguiguilir と畧記する。aliping とは奴隸の意。namamahay, saguiguilir については本章104頁に紹介した Rizal の説明を参照のこと。
- 5 Colín, Francisco, S. J. *Labor evangélica ministerios de los obreros de la Compañía de Jesus, fundación y progresos de su provincia en las Islas Filipinas*, ed. Pablo Pastells, S. J. Barcelona, 1900—1902, I, pp. 72, 75, 76
- 6 San Antonio, Juan Francisco de, O.F.M. *Chrónicas de la apostólica provincia de S. Gregorio de religiosos descalzos de n.s.p. San Francisco en las islas Philipinas, China, Japon...* Manila, 1738—44, I, p. 159.
- 7 Paterno, Pedro Alejandro Moro Augustín de Vera Ignacio Maguinoo Paterno, *La Antigua Civilización Tagalog*, Madrid, 1887, p. 268.
- 8 たとえば第一章87頁に引用の史料を見よ。
- 9 timagua 身分については Plasencia, pp. 592—593, Loarca, pp. 146—148を参照。
- 10 Rizal, José, *Sucesos de las Islas Filipinas por el doctor Antonio de Morga...* nuevamente sacada a luz y anotada por José Rizal, Manila, 1961 (Impresión al offset de la Edición Anotada por Rizal, París, 1890) pp. 297, note 3 ならびに p. 298, note 1.
- 11 BR, V, pp. 142—144.

第二章 第二節

- 1 BR, XVI, p. 322. 「パンパンガ族の法慣習」の正式タイトルは “Instructions regarding the customs which the natives of Pampanga formerly observed in their lawsuits”.

- 2 Colín, I, p. 70.

- 3 Colín, I, p. 72.

第二章 第三節

- 1 Rada, Martin de, “Leter from Martin de Rada to viceroy Martin Euríquez” BR, XXXIV, pp. 292—293

- 2 汪大淵『島夷誌畧』(雪堂叢刻所收藤田豊八校注本) fol. 59—a 参照。

- 3 BR, V, pp. 148—150.

- 4 BR, III, p. 61.

- 5 Plasencia, p. 595.
- 6 BR, V, p. 144.
- 7 Colín, I, p. 75.
- 8 モルガ, p. 341. 邦譯原文「有力者の夫人たち」を「首長の夫人たち」に改めた。
- 9 Plasencia, pp. 595—596.
- 10 しかし、時が経つにつれて自分の耕地を自分のために耕作することは事實上不可能になつたと思われる。
- 11 Colín, I, p. 75.
- 12 Colín, I, p. 76.

第二章 第四節

- 1 Plasencia, p. 594.
- 2 BR, XVI, pp. 328—329.
- 3 San Antonio, I, p. 161.
- 4 Phelan, p. 21.

第二章 第五節

- 1 Plasencia, p. 593.
- 2 モルガ, pp. 344—345, 邦譯原文「原住民の間では、奴隸の價格はサギギリルの場合は、……」の部分を「原住民の間では、サギギル奴隸の價格〔＝解放價格〕は、……」と改めた。
- 3 San Antonio, I, p. 161.
- 4 Colín, I, p. 77.

第三章 所有と相續

一 バランガイの土地所有制度

バランガイ社會の所有ならびに相續制度について、スペイン文獻の傳えるところはきわめて少ない。とくに、所有制度の中心となる土地所有について、われわれが利用出来る文獻は Plasencia の報告のみである。

わが國ではじめて、前スペイン時代に遡つてフィリピンの土地制度を考察された瀧川勉氏は、Plasencia の英譯版に基いてバランガイの土地所有を次

のように總括された。

「部落〔注、バランガイのこと〕の耕地は、すべて部落の所有であつた。耕地はそれぞれ自由民に分割されて用役權が確立していたが、土地の所有權は存在しなかつた。さらに山沿いの上地は個人に分割されず部落の共有にされ
⁽¹⁾ていた。」

氏はこの土地所有形態と *dato*, *maharlica*, *namamahay*, *saguiguilir* 四者の生産關係から、バランガイをアジア的共同體の一種であつたと規定されている。⁽²⁾しかし瀧川氏が典據とされた *Plasencia* の英譯版は、肝心の土地所有に關して山地の部分に誤譯があり、そのために氏の規定も大きな制約を受けていると考えられる。私は氏の總括に對して次のような疑問をもつてゐる。第一に、バランガイの耕地はすべてバランガイに所有され、*maharlica* は用益權しか享受していなかつたとされる點、第二に、バランガイの土地の分割に與つたのは *maharlica* のみだとされる點、第三に、山地がバランガイの共有地だつたとされる點である。そこでわれわれは、瀧川氏の總括を手がかりに、あらためて *Plasencia* の原文に基いて、バランガイの土地所有制度を検討していこうと思う。

Plasencia の土地制度に關する敍述は、すでに第一章で譯出した。問題の部分をくり返して引用すると次の通りである。*Plasencia* はバランガイの土地所有について、*maharlica* (=timagua) と *namamahay* 身分を説明したなかで言及したのであつた。

まず *maharlica* に關する敍述の中で、

かれらが植民した土地はバランガイ中のものの間で分割された。したがつて各人は自分の土地を知つており、とくに灌漑のある土地についてはそうであつた。他のバランガイのものは、購入したか相續した場合でなければ、けつしてこれらの土地で耕作しなかつた。tingues すなわち山地については、土地は分割されていはず、ただ〔すべての〕バランガイ

東南アジア基層社會の一形態

のものとみなされていた。したがつて、たとえどこか他所の村落 (pueblo) のものであつても、最初にある〔山地の〕土地を開拓し種子を播いたものは誰でも、このバランガイのものと同じように米を収穫した。そして人々は、かれからその土地を奪うことは出来なかつた。その他ラグーナのピラ〔村〕のように、mahalrica がそれぞれ dato に米50ガントを支拂つている村がある。しかしこれは、人々がそこへ植民してきた時、すでに他の首長がその土地を占領していたので、新しくやつてきた首長が、かれの ^{キン} 金でその土地を購入したためである。かくして、かれのバランガイのものたちはかれにこの年貢を支拂い、かれは自分の氣に入つたものたちに土地を分け與えたのであつた。スペイン人の到來以後、現在人々はそれを支拂つていない。

またある村では、首長たちが漁場や市場としての川筋を立入り禁止區域に指定していて、ここでは、かれのバランガイや村落のもの以外は誰人も、首長に納めものをしないで漁をしたり市で取引きをすることはなかつた。

次に namamahay に関する敍述のなかで、

この人々は自分自身の家に住み、自分の財産 (hacienda) や金 (oro) の主人である。そしてそれらを子供たちに遺産相續させる。また、かれらは自分の農地 (hacienda) や土地 (tierra) を持つて (gonzar) いる。

以上の敍述から、バランガイが生産手段たる自然を共同占取したことは明らかである。自然の共同占取に際しては二つのケースがあつた。一つは、他のバランガイによつてまだ占領されていない土地をみつけてそこに植民する場合、もう一つは、すでに他のバランガイによつて占領されている土地を代償を支拂つて購入する場合である。一般には第一のケースが多かつたとされるが、ラグーナのピラ村のような場合は後者に屬した。後者の場合、代償を

支拂つて土地を購入した主體は dato で、したがつて、dato の土地に對する權限は前者の場合に比して强大であつたと考えられる。

バランガイによる共同占取の對象とされた自然是、農耕に適した平地と、漁場、市場としての河川で、山地はこの對象からはずされ、すべてのバランガイの自由使用にゆだねられていた。したがつて、山地をバランガイの共有地とする解釋は成り立たない。バランガイに共同占取された土地のなかで平地部分のみは、バランガイ員の間に分割されていた。この場合、分割は各人が自分の家族で耕作できるだけの土地を獲得する、實質平等主義に基いていたものと考えられる。

ところで、バランガイの土地分割に與つたのは、バランガイの中核的構成員 timagua (=maharlica) と timagua から轉落した namamahay であつた。瀧川氏は namamahay は收穫物の半分を納めるという條件で maharlica から土地を借りたと述べておられるが、namamahay はそもそも maharlica として土地に對する權利を享受していたものが、その狀態から勞働の半分あるいは耕地の半分の收穫物を收奪される状態へ轉落したものであつた。したがつて namamahay は、少なくとも自己の耕地の半分については、maharlica とまつたく同一の權利を有していたのである。

そこで次の問題は、timagua (=maharlica) および namamahay が分割地に對して享受していた權利が、瀧川氏の言われるように用益權にとどまるのか、あるいは所有權にまで自己を完徹したものであつたのか、という點である。用益權にとどまるという見解に對しては、處分權をも含むものであつたと主張しうる次のような史料がある。それは、Morga が群島の商取引について述べた次の二節である。ここで Morga は群島の商取引は一般に物々交換によると述べるとともに、具體的な交換品目として、食料、布などとともに土地、畑を擧げている。

彼らの取引の一般的な方法は、食料、布、家畜、家禽、土地、家屋、

烟, 奴隸, 魚, ニッパ椰子及び野生の椰子などを物々交換するというの
が普通であつた。時には價格が介在することもあり, その場合は, 協定
に従つて金で支拂い,⁽⁴⁾ またチナから來た金属製の鐘で支拂われた。

ここに述べられた商取引が, バランガイ内ののみならず, バランガイを越えておこなわれたものであるとすれば, 先に引用した Plasencia の敍述にみられた「他のバランガイのものは, 購入したか相續した場合でなければ, けつしてこれらの土地で耕作しなかつた」という際の購入とは, このような商取引によるものであつたと解することが出来る。しかし, この點を裏づける史料はない。私としては, 商取引による土地, 烟の移動は一般にはバランガイ内でおこなわれたと解しておきたい。なぜならば, 一つのバランガイ領域内の土地が, 商取引によつて他のバランガイ員の手に渡るという状態が不斷に存在したとすれば, 防衛集團としてのバランガイの存在理由はもはやなきに等しいからである。「パンパンガ族の法慣習」のなかで, 土地に関する紛争の仲裁手續が首長間の土地争いに關してしかみられないのも, 私の推測を補強する。それは土地に関する紛争はバランガイ間においてしか發生せず, バランガイ間の土地争いの當事者はすべて首長であつたことを暗示するからである。

こうしてわれわれは, 一方で, バランガイの土地に對する, バランガイの, したがつて dato の全面的な上級所有權を認めつつ, 他方でバランガイ内においては, timagua および namamahay が自己の耕地に對して用益權のみならず處分權をも享受していたことを見たのである。前章で timagua および namamahay が土地を所有していると述べたのも, このような意味においてであり, このような意味において所有された土地が, バランガイ社會の相續の對象とされたのであつた。そこで最後に, このようなバランガイの土地所有をいかなる段階とみなすべきか, という問題が殘されるが, ここでは結論

を保留する。この點についてはいずれ別稿で展開する豫定である。

二 相續制度

バルンガイ社会において相續制度が問題になるのは、身分および財産についてである。前者の相續についてはすでに検討したので、ここでは後者について検討する。相續の対象とされた財産は、一般に金や寶石のような動産と前節で検討した耕地および隸屬民から成つていたが、しかし、この社会ではこれらは本來的な意味での家産という形態をとらなかつた。というのは、一家のなかで夫婦がそれぞれ獨立に財産を所有していたからである。言いかえれば、妻は結婚時に持産した財産やその後自分の両親から相續した遺産に対して、結婚後も獨立の所有権を有したばかりでなく、結婚後夫とともに蓄積した財産についても二分の一の所有権を有していたのである。⁽¹⁾したがつて、以下に説明する相續制度は家産の相續制度ではなく、夫婦それぞれがもつ個人財産の相續制度として理解さるべきものである。

相續制度を問題にする場合、次の三つの場合が問題になる。一つは、相續のもつとも一般的なかたちである嫡出子による相續の問題、二つは、嫡出子以外に庶子がいた場合、この庶子の相續権についての問題、そして三つは、嫡出子も後に説明する inaasaua の子供もいなかつた場合の相續についての問題である。

相續制度の基本は嫡出子による均分相續にあつた。次に列挙する史料から明らかなように、夫婦の正式の婚姻によつて生まれた嫡出子は、男女を問わずすべて平等の相續権を與えられたのである。

子供たちは存命中の者も死亡した者も相續権を剥奪されなかつた。たとえ彼らが多數の女の子供であつても結婚した女の子供であれば。⁽²⁾

父あるいは母が、二三タエルの金あるいは一個の寶石のようなちよつ

東南アジア基層社會の一形態

としたもので、法定外の遺產を殘す場合を除いては、父と母の正統な子供たちは等しく相續した。⁽³⁾

一人の男が死んだ時、4人の子供が殘されたら、財產、奴隸は四等分されて、⁽⁴⁾4人の子供はそれぞれ自分に分配された分を受けとつた。

しかし、この均分相續にも例外的なケースがなかつたわけではない。たとえば次にみるよう、timagua が一人の息子を dato の娘と結婚させようとするような場合、當の息子はこの結婚にふさわしい特別の財產を兩親から與えられたのである。

兩親は、首長の娘と結婚させる息子には、他の子供よりも多くの婚資を與える。しかしこれは、財產分割の際考慮の外におかれる。これ以外の場合は、ある子供に與えられたものがどんなに必要品であつたとしても、兩親がそれを財產相續の考慮の外におくと宣言しないから、財產分割の際には計算されたのである。⁽⁵⁾

均分相續が原則の社會でこのような特例が認められたのは、それによつて(すなわち、兄弟の一人が dato の娘と結婚することによつて)，残りの兄弟も、相續權の損失部分を補うに十分な利益をえたからであろう。

ところで、以上の嫡出子とは別に、もし夫婦の間に庶子がいた場合、その相續權はどうなつたのか。Plasencia によれば、庶子には二つの種類があつた。一つは、Plasencia が inaasaua の子供と呼ぶところの庶子で、inaasaua とは、かれによれば、婚資は與えられたが正妻とはみなされていない女性のことである。いわゆる第二夫人であるが、しかしこのケースはタガログ社會ではきわめて稀であつたと考えられる。次章でみると、タガログ社會では一夫多妻制度はみられなかつたと言われている。もう一つは、これ以外の、

夫あるいは妻の不義によつて生まれた庶子である。これらの庶子の相續權について、第一のケースの庶子の場合は、他に嫡出子がいた場合は嫡出子の三分の一の相續權をえ、また、嫡出子が一人もいなかつた場合は、かれが嫡出子に代つて完全な相續權をえたという。⁽⁷⁾（ただし、夫婦が獨立の財產權をもつていたという點からみれば、この相續權は父親の財産についてのみ、と解するのが合理的であろう。）第二のケースの庶子には、ふつうさらに二つのケースがあつて、第一の、既婚の男性が、主として自分の奴隸女との間に子供をもうけた場合、この子供は主人である父親にひきとられて *timagua* 身分を繼承したが、相續に關しては一切權利を有さなかつた。しかし、もう一つのケースである、既婚の女性の姦通によつて生まれた庶子の場合、子供は一般に母親の側にひきとられ、次のような場合には義父の遺產相續に與つた。すなわち、姦婦の正式の夫が姦夫を處罰することが出來た場合には（それは姦夫から婚資のようなものを受けとることで満されたが）、この庶子は嫡出子とまつたく同じ資格で義父の遺產相續に與ることが出來たのである。しかし姦夫が處罰されなかつた場合は、まつたく相續權を與えられなかつた。⁽⁸⁾（この場合、この庶子の母親の遺產に對する相續權は嫡出子とまつたく同等だつたと豫想されるが、その點に言及した史料はみつからなかつた。）以上のように、庶子の相續權は複雜で、ここでは一般原則をたてえないが、Plasencia の言う *inaasaua* の子供の場合を除いて、一般に庶子の相續權は確立していなかつたと見るべきであろう。スペイン文獻から窺われる限りでは、この社會にはかなり多くの庶子が存在した模様である。

それでは、嫡出子も Plesencia の言う *inaasaua* の子供もいなかつた場合、夫婦の財產は誰によつて相續されたのか。Plasencia, Morga, Loarca はこの點に關して次のように述べている。

嫡出子も *inaasaua* から生まれた庶子もともにいない場合は、たとえ奴隸女の子供がいてもこの子供は相續しないで、死亡者の父または祖父

母，兄弟，あるいは死亡者にもつとも近い親戚が相續して，かれらが奴隸女の子供に上述のものを與えた。⁽¹¹⁾

遺產相續に関しては，嫡出子はすべて兩親から，兩親が取得した財產を平等に相續するのが普通であつた。そして，もしも兩親に彼らの兩親〔祖父母〕から受け継いだ動產あるいは不動産があり，しかもイナサバ〔正妻〕の嫡出子がない場合は，それらは，祖父母の系統の最も近い傍系の親戚に行くのが習慣であり，それは，遺言狀があつてもなくとも同じであつた。⁽²¹⁾

もし死者が子供を残さなかつたら，その兄弟が相續し，それもいない場合は，同祖父母のいとこが，それもいない場合はかれの全血縁者が相續した。⁽¹³⁾

三つの文獻は必ずしも一致した相續順位を示していないが，共通してみられる原則は遺產者個人の血縁(kin)のなかで，もつとも近いものから順に相續權を有するということである。現實問題として，財產の相續は兩親それぞれの死亡時におこなわれたようであるから（したがつてそれは，上記の三つの文獻にみられるように遺產相續になる），嫡出子がない場合，遺產者に一番近い血縁者ということになると，Loarca が言うようにまず兄弟，ついでいとこの順であつた可能性がもつとも高い。

以上要するに，バランガイ社會には本來的な意味での家產というものは存在しなかつた。夫婦はそれぞれ獨立に，双系制の血縁によつて祖先から相續しあつみずから付加したところの自己の財產を管理し，これを子孫に相續させた。相續は嫡出子による均分相續が原則であつたが，これに欠ける場合は，Plasencia のいう inaasaua の子供の如き特別の場合を除いて，遺產者にも

つとも近い血縁者 (kin) がこれを相續したのである。

第三章 第一節

- 1 龍川勉「フィリピン土地制度史序説」季刊『農業総合研究』第17巻第1号(1963年1月) pp.18—19.
- 2 龍川, p.19.
- 3 龍川, p.18.
- 4 モルガ, p.350.
- 5 「パンパンガ族の法慣習」の内容については第五章第一節を参照のこと。

第三章 第二節

- 1 Rizal, p.302. Plasencia, pp.596～597.
- 2 BR, XVI, p.327.
- 3 Plasencia, p.596.
- 4 BR, V, p.152.
- 5 Plasencia, p.596, 第4文節の要旨。
- 6 133頁の引用文にみるように, Morga は正式の配偶者として *inasaba* という語を用いている。また Morga のこの部分に注釋を施した Rizal は正式の配偶者には *asawa* の語を用いるのがより正確だとしている。
- 7 Plasencia, p.596.
- 8 Ibid.
- 9 San Antonio, I, p.509.
- 10 Plasencia, pp.596—597.
- 11 Plasencia, p.596.
- 12 モルガ, p.348.
- 13 BR, V, p.152.

第四章 婚姻

一 婚姻の形態と通婚圈

フィリピン諸島の婚姻制度についてスペイン文献は、これをしばしば一夫多妻婚であつたと記している。しかし、この點の真相は以下の Chirino の記述に明らかである。Pedro Chirino は17世紀初頭、フィリピン諸島で宣教

活動に從事したイエズス會の高僧である。

私はフィリピン諸島に住んで十年もたつてから、數人の婦人を娶る男がいることを知つた。それは私がイババオ〔Samar 島のこと〕やレイテに来てからのことであつた。なぜなら、マニラやミンドロや、マリンドゥケやパナイでは、そのような慣習をみなかつたからである。私はかつてあるスペイン人から、ミンダナオの一部、ダピタン方面では、ビサヤ婦人が二人の夫と結婚する習慣であると聞いたが（ミンダナオの住民はビサヤ人である）、數人の妻を持つのはミンダナオやボルネオのマホメット教徒のみと思つていた。しかしながらフィリピンでは、一人以上の妻を娶ることが一般的な慣習でないことは確かである。そしてそのような慣習がおこなわれている地域においても、それはけつして、一般的なものではない。もつとも普通で一般的な慣習は、一人の婦人と結婚すること⁽¹⁾である。

Chirino によれば、マニラやルソン島周邊の島々では一夫多妻婚はみられなかつた。ビサヤ諸島のサマール島やレイテ島に来てそれをはじめて知つたが、しかし、これらの地域でもそれは一般的な慣習ではなく、一般には一夫一婦婚がおこなわれていた、という。Chirino もふれているように、イスラームが浸透したミンダナオ地方では、この當時、一夫多妻婚が一部で定着していたらしい。Chirino がビサヤ諸島でみた一夫多妻婚も、イスラームの北上と關連した現象だつたのであろう。この影響は、Chirino は否定しているが、ルソン島の一部にも及んだ形跡がある。前章でみたように、Plasencia はいわゆる第二夫人 inaasaua の存在にふれていたが、このほかに「パンパンガ族の法慣習」は「かれらの婚姻慣習は一人の妻をもち、——中畧——他に三四人の婦人をもつことであつた」と述べている。⁽²⁾しかし、Chirino が指摘しているように、ビサヤ族の場合も、そして恐らくはタガログ族、パンパ

ンガ族の場合も、一夫多妻婚は社會のきわめて限られた現象だつたのである。タガログ族の場合については、Colín に次の敍述がある。

タガログ族の間では一夫多妻制の慣習はなかつたが、妻に子供ができるなかつた場合、夫は妻の同意をえて、古代の家長の例にならつて、〔自分の〕⁽³⁾奴隸女から子供を得ることができた。

一夫多妻婚が一つの社會の全體的な慣習となりえないと云ふことは、すべての社會について言うまでもない。われわれがここで確認しておくことは、パランガイ社會の特權階級であつた、dato, timagua の間でも一夫多妻婚が慣習化していなかつたということである。

そこで次に、この社會で婚姻が成立した範囲、すなわち通婚圏について検討していこう。通婚圏の問題は、一般に、地域的範囲、血縁的通婚、階級的ないし身分的通婚の問題を含んでいる。このうち階級的ないしは身分的通婚については、われわれはすでに身分=階級制を検討した際に一定の見通しを得ているが、その點を以下の史料によつて確認しておこう。

ビサヤ人は、通常、自分と同じ階級の、緊密な血縁關係で結ばれた婦人を得ようとするが、タガログ人は後者〔すなわち緊密な血縁關係〕を強調しない。かれらは婦人が〔自分より〕低い階級でないならば満足する。既述の如く、どの民族においても第一親等以外婚姻の障害になるものは何もない。 (Chirino)⁽⁴⁾

これら原住民の結婚は、昔も今も、首長は首長同志、ティマグワは同じ階層のものと、そして、奴隸は同じ種類のものと結婚するのが普通のことであるが、時には階層の違つた者同志で結婚することもある。(Morga)⁽⁵⁾

Chirino および Morga の敍述から確認されるように、バランガイ社會の婚姻は同一階級＝同一身分間でおこなわれるのを原則とした。この點は、身分＝階級のちがいによつて、人々の日常生活を規制する諸條件が大きく異なつていたことから、當然豫想されることであるが、次節で検討する婚資の問題もこの規制要因になつたと考えられる。(ただし、首長同志の婚姻はバランガイ間の婚姻になるので、別の配慮が必要である。この點については後にふれる。)

上記の引用文中で Chirino は、血縁關係についてもふれている。第一章で述べたように、この社會には嚴密な意味での血縁集團は存在しなかつたから、血縁集團による婚姻規制は存在しなかつた。しかし、Chirino がビサヤ人について指摘している近親者間の婚姻傾向は、一つの特徵として指摘しておく必要があろう。Chirino はタガログ人はこの點を強調しなかつたと言つているが、Colín に次の敍述がある。

これらの民族は一族以外の女は娶らないよう氣をつけた。第一親等以外は近ければ近いだけよかつた。第一親等はつねに解消すべき婚姻障害⁽⁶⁾とみなされた。

Colin によれば、ビサヤ族のみならずフィリピン諸島の住民一般が、婚姻は血縁的に「近ければ近いだけよい」としたのである。こうした近親結婚の傾向がいかなる社會的要因と關連しているのか必ずしも明らかでない。しかし、前章で検討した双系血縁制度を背景にした均分相續制度が、一つの要因であろうと思われる。近親結婚は均分相續による富の分散をふせぐ一つの手段だつたとみられるからである。

ところで、婚姻がより近い血縁者間で追求されたとすれば、異なるバランガイ間での婚姻の可能性は著しく減少する。また二つのバランガイが緊密な友好關係にない限り、そのような可能性は考えられない。しかし、異なるバランガイ間の婚姻がそれほど限られていたわけではない。Plasencia は

maharlica がバランガイを移動しうる場合について次のように述べている。

maharlica は結婚した後は、かれらの間で定められている一定の罰金——それは村落によつて多少があり、一タエルから三タエルまでの巾があつたが——をバランガイ員全員に金でを支拂い、またかれらに招宴を催した後でなければ、一つの村落から他の村落へも、一つのバランガイから他のバランガイへも移ることは出来なかつた。それをなさずに移動すればかれが出てきたバランガイがかれの移つていつたバランガイへ戦争を起こす危険性があつた。この點は男性同様女性についても同じであつた。しかし、あるバランガイの男が他のバランガイの女と結婚して、子供たちが二つのバランガイへ等しく分けられた場合は例外だつた。このことがかれらを ⁽⁷⁾ dato に對して從順にした。

すなわち、バランガイの移動を希望する maharlica はバランガイが要求する一定の罰金を支拂い、バランガイ員全員に招宴を催したのちはじめてそれを實行することが出來た。しかし婚姻による移動は、移動者にこのような一切の負擔を要求しなかつた。ただ二人の間に生まれた子供たちを二つのバランガイに等しく分ければよかつたのである。一般にバランガイの移動が移動者に大きな負擔を要求したのに對して、婚姻による移動だけは例外とされたのは何故か。これに對する解答は、「子供たちが二つのバランガイに等しく分けられた」という點にあると考えられる。前章の相續制度に従えば、子供たちを等分することによつて婚姻による移動から生じた一方のバランガイの人的、物的損害は、ほぼ完全に回復されるからである。

このように、バランガイ員自身のもつ近親結婚の傾向を不間に付せば、二つのバランガイ間に友好關係が保たれている限り、バランガイ間の婚姻を妨げる外的規制は存在しなかつたのである。いな、むしろ婚姻によつてバランガイ間の友好關係が追求された可能性もある。第一章で譯出した Plasencia

は、「〔近接したバランガイは〕友好關係と血縁關係で結ばれていた」と述べていた。友好關係を維持するためにもつとも有效な婚姻は、首長（家）間の婚姻であろう。先に挙げた Morga の「原住民の結婚は、今も昔も、首長は首長同志……」という指摘は、このような目的追求の結果と受けとれる。こうしてわれわれは、近接したバランガイ間における通婚の事實を確認するとともに、それによつてバランガイ間の友好關係が維持された可能性をもみたのである。ふたたび第一章の Plasencia の報告にもどれば、人々がよそのバランガイの土地を耕作出来る場合として、「購入によるか相續による場合」という指摘があつたが、ここに言う相續とは、こうした異なるバランガイ間の婚姻によつて生じたものとみられる。

二 婚資について

婚姻が成立するための不可欠の條件として、婿側から嫁側の兩親に贈る婚資があつた。このため征服期のスペイン人の中には、フィリピン人の結婚を婚資による賣買婚であると見たものもいた。たとえば初代總督 Miguel Lopez de Legzpi は、「原住民の間の結婚は、男子がおこなう一種の賣買取引」だと次のように述べている。

これら原住民の間の結婚は、男子がおこなう一種の賣買取引である。なぜなら、かれらは婦人と交換に兩者の身分に應じて代金を支拂う。こうして支拂われた代金は婦人の兩親、親戚の間で分けられる。それ故、多くの婦人をもつ父親は金持だとみなされている。⁽¹⁾

ところで婚資とは、Legazpi のいふように男子が婦人を購入するための代金だつたのであろうか。あるいは購入代金にすぎなかつたのであろうか。結論から先に言えは、いくつかの條件つきでではあるが、私は婚資を花嫁の購入代金と見る見方に賛成である。そこで以下、婚資をめぐる特徴を整理して

いくなかで、この點を明らかにしていこうと思う。

San Antonio は婚資について以下のような説明をおこなつている。

婚資は bigaycáya と呼ばれ、つねに男によつて支拂われた。そして現在も支拂われている。結婚の話し合いがおこなわれたとき、まえもつて花嫁の両親がその額をとり決めた。この婚資は花嫁の両親が受けとつた。花嫁も両親もなんの資金も用意しなかつた。婚資は婚約した双方の地位に応じて決められた。もし花嫁の両親が普通の金額以上のものを要求したら、両親は新婚夫婦に何か贈物、たとえば一組の奴隸、少量の金の寶石、わずかばかりの耕作のための畠地などを與える義務を負つた。それは pasonor と呼ばれ、現在も行なわれているのを私はみている。この bigaycáya の中には、かれらが panhimuyat と呼ぶところのものが入つていた。それは花嫁の母親が心を碎き骨を折つて娘を育て教育した返禮として支拂われるものであつた。また pasoso と呼ばれるものも含まれていた。それは彼女を育てた乳母 chichiva に支拂わるべきものであつた。現在どこかの結婚に何かの理由で bigaycáya がなかつたとしても、これらの收入は必ず花婿から集められているのである。これについて(2) は訴訟がおこされるのがつねだつた。

San Antonio によれば、婚資 bigaycáya は單なる花嫁の購入代金ではなく、その中には panhimuyat や pasoso といった、それまで花嫁を育ててくれた人々への感謝の贈物が含まれていた。しかし、それらは婚資の一部であり、主要な部分であつたとはみられない。

次に「婚資は婚約した双方の地位に応じて決められる」ものであつた。しかもその金額は、それぞれの場合についてあらかじめ相場があつたと読みとれる。事實、原住民社會における婚姻の成立過程を首長、timagua、奴隸の三階級に分けて詳述した Loarca によれば、首長の息子が結婚する際の婚資

は、100ペソが相場であつたという。このことは、⁽³⁾ 婚資がたとえ花嫁の購入代金であつたとしても、その代價は花嫁と購入者双方の地位＝身分によつて、社會的に決定されている性格のものであつたことを示している。

ところで婚資は、花婿から花嫁の両親に贈られるものであつた。したがつて當然のことながら、それは花嫁を送り出した一家の財産になり、財產相續の對象となるものであつた。たとえば Plasencia はこの點を次のように述べている。

婚資は男性が女性の両親に差し出すものである。両親が生きている時は両親がそれを享受するが、両親の死後まだ残つている時は、両親が娘に餘分のものを残したいと望まない限り、他の財產と同じように子供たちの間で等しく分けられる。もし女性が結婚する時、両親も祖父母もない時は、婚資は彼女のものになり他の親戚や子供たちはそれに與ると⁽⁴⁾ ころがない。

同様の指摘は、先に挙げた Legazpi の敍述にも明白である。婚資が花嫁の家族の財產に組み込まれたという事實は、婚資が花嫁の交換代金であつたという理解を大きく裏づける。すなわち花嫁の家族は財產である一人の労働力を失う対價として婚資を受けとり、失なわれた財產の補填をしたのである。（この社會では、労働力の移動が財產の増減に通じていたことは、奴隸が金や寶石と並んで財產目録の一項目を占めていたことに明らかである。）このことは、婚資のいま一つの特徴、すなわちその支拂いが厳しく追求されたという點からも窺える。San Antonio は「現在、どこかの結婚に何かの理由で bigaycaya がなかつたとしても、これらの收入は必ず花婿から集められているのである」と述べているが、Colín によれば、結婚する時婚資を支拂えなかつた男は妻や妻の血縁者の隸屬民になつて、労働奉仕を要求されたのであつた。⁽⁵⁾

結婚を労働力の移動として捉える立場からすれば、離婚は結婚とは逆の勞

効力の移動である。したがつて離婚に際しては、労働力の対價たる婚資も結婚時と逆の移動をしなければならない。この點の實情はどうだつたのであろうか。たしかに、離婚に際しては婚資の歸屬があらためて問題にされた。Morga はこの點を次のように述べている。

夫婦は、些細なことや、兩方の親戚やこの結婚に介入した長老たちの意見や判断によつて、別れたり結婚を解消したりするが、その場合は、夫の方が悪くて別れるのでない限りビカディカヤと呼ばれる既に受け取つていた持參金を男に返し、もし夫の方が悪い場合は持參金は返さずに、⁽⁶⁾女の兩親がもらつてしまふのが習慣であつた。

すなわち Morga によれば、離婚が夫の過失によつて生じたのでない限り、妻の兩親は受けとつた婚資のすべてを返還しなければならなかつた。しかし、離婚が夫の過失によつて生じたのであれば、これを返還する必要がなかつた。後者は夫の過失に對する罰金とみなしてよい處置であろう。しかし、夫の過失に對して罰金が課されたとすれば、妻の過失によつて生じた離婚についても同様の處置がとられねばならない。Plasencia の「タガログ族の慣習」および「パンパンガ族の法慣習」は、この點に明確な裏づけを與えている。兩部族においては、離婚が夫婦いづれの側の過失によつて生じたかによつて、婚資の處置は次のように異なつていた。

子供が生まれる前に離婚する場合は、妻が他の男と結婚するために夫のもとを去る時は、婚資の二倍を夫に返した。そうではなくて、夫のもとを去る時は婚資だけを返した。夫が妻のもとを去る時は、他の女と結婚するためであろうとなからうと、婚資の半分を失なつて残りの半分だけが返された。しかし、別れる時すでに子供がいる場合は、すべての婚資と罰金は子供に與えられ、祖父母がいる場合は祖父母によつてそうでない場合は信用ある親戚によつて管理された。(タガログ族の慣習)⁽⁷⁾

東南アジア基層社會の一形態

男がその妻から別れる時は、かれが與えた聘財を失なつた。妻が夫から別れる時はたとえ子供があつても彼女に與えられた聘財の二倍を返した。⁽⁸⁾ 結婚中にえた財產は二等分した。(パンパンガ族の法慣習)

一見すると離婚時の婚資の處分は複雑にみえる。しかし、夫婦の双方に過失がなくて離婚する場合、婚資は妻の兩親から夫へ全額返還されるという基本原則を前提にすると、パンパンガ族の場合、夫も妻もそれぞれの過失に對して等しく處罰されていることがわかる。すなわち兩者とも、婚資と同額の罰金を課されたのである。これに對してタガログ族の場合は、妻の過失に對しては婚資と同額の罰金が課されているのに對して、夫の過失には婚資の二分の一の罰金しか課されていない。この不平等はどこに原因があるのか。これまでの一連の假定がこの點で崩れる可能性はある。しかし、この點を疑問として残した上で、離婚時の婚資の處分には、結婚時における婚資の贈與と同一の原理が働いているとみると出来るであろう。すなわち一個の労働力の對價として、労働力の移動と逆方向の移動をするということである。

⁽⁹⁾ Phelan 氏も述べているように、フィリピンにおける婚資の慣習を合理的に基盤づけることはきわめて困難な仕事であるが、ここでは婚資を受けとる側においてそれがもつ意味=機能から、スペイン人征服者が述べているように、これを嫁花の購入代金と見る説に従いたい。しかしこの代金は、純粹に一個の労働力に對する對價として支拂われたのではなく、身分という社會的價値を付加されたところの、一個の労働力に對する對價として支拂われたのであつた。

第四章 第一節

- 1 Chirino, Pedro, S.J. "Rlations of the Philippine Islands," BR, XII, p. 293. ここでは BR 所收の英譯版に據るが、原本のタイトルは次の通り。
Chirino, Pedro, S.J. *Relación de las Islas Filipinas*, Roma, 1604.

- 2 BR, XVI, p. 327.
- 3 Colin, I, p. 74.
- 4 BR, XII, p. 293.
- 5 モルガ, p. 347. 邦譯原文の次の部分を改めた。「有力者は有力者同志」→「首長は首長同志」
- 6 Colin, I, p. 74.
- 7 Plasencia, p. 595.

第四章 第二節

- 1 BR, III, p. 61.
- 2 San Antonio, I, p. 168.
- 3 BR, V, p. 154.
- 4 Plasencia, p. 597.
- 5 Colin, I, p. 76.
- 6 モルガ, p. 347.
- 7 Plasencia, p. 597.
- 8 BR, XVI, p. 327.
- 9 Phelan, p. 19.

第五章 社會統制

一 「パンパンガ族の法慣習」

パンパンガイにおける社會秩序は、首長権力を背景に慣習法に基いて維持されていた。傳統と慣習にもとづく、いわゆる慣習法について Morga は、次のように述べている。

法律は全諸島を通じて同じ形式で、書かれたものではなく、先祖からの傳統と慣習によるものであつた。若干の點で、地方によつて慣習のちがいがあつたが、⁽¹⁾全諸島一般に、大部分の點で一致していた。

全諸島を通じて、書かれた法が存在しなかつたという Morga の指摘には若干の訂正を必要とする。Loarca は「マニラ周邊のモロ族」の間でみられ

た法制定の過程を詳述しているからである。この詳細については第三節にゆずるが、そこで Loarca は、この種族が法を制定するのは書く技術をもつてゐるからだと述べている。しかし、フィリピン諸島における成文法の有無は、文字の有無によるのではなく、文化のちがい——具體的にはイスラームの浸透いかんによつたのだと思われる。Loarca の記録は、フィリピン諸島における成文法の存在にふれた唯一のスペイン文獻であるが、それはくり返して言うように「マニラ周邊のモロ族」に関するものである。スペインの征服期、⁽²⁾マニラ灣周邊にはイスラームがわざかながら浸透していたといわれている。またこれとは別に、今日パナイ島には前スペイン期につくられたという二つの成文法が残されているが、それらも刑罰體系その他からイスラームの影響を窺わせるものである。⁽³⁾フィリピン諸島におけるイスラームの浸透は、ルソン島ならびにビサヤ諸島ではきわめて限られたものであつたから、成文法の存在がイスラームと結びついているというこの推測が正しいとすれば、書かれた法の存在もせいぜいそれらの限られた地域に限定されることになる。全諸島を通じて書かれた法が存在しなかつたという Morga の指摘は、このような事情を背景としているのである。

ところで、バランガイの秩序を維持した書かれざる法とは、いかなる内容のものであつたのか。われわれはすでにこれまでの各章でその一部に觸れてきた。身分=階級制度や相續制度、あるいは婚姻などを規制していた諸規範がそれである。ここでは、それらを含めて慣習法の全貌に近づくために「パンパンガ族の法慣習」⁽⁴⁾を紹介していこうと思う。パンパンガ族はタガログ族に隣接してマニラ灣沿いの濕地帶に住む部族で、すでに紹介したようにこの「法慣習」は「タガログ族の慣習」の著者 Plasencia の筆になるといわれている。タガログ族の法慣習も、恐らくこれに類似した内容のものであつたに相違ない。「法慣習」は全文22項目から成り、各項目の主題をまとめてみると次の通りである。筆者はこれらの内容を、パンパンガ族の長老ならびに同

州の修道院長から集めた情報に基いて、まとめたのであつた。

[項目] [主題]

1. バランガイの統治者について
2. 食料供給の規則について
3. 裁判の手續について
4. 首長が他の首長を殺した場合について
5. timagua が首長あるいは首長の子供を殺した場合について
6. 首長が timagua を殺した場合について
7. timagua が timagua を殺した場合について
8. 婦人が男子や他の婦人を毒や刀で殺した場合について
9. 兄弟が兄弟を殺したり、叔父を殺した場合、または甥が叔父を殺した場合について
10. 子供が父親を殺したり、父親が子供を殺した場合について
11. 放火について
12. 首長が窃盗をした場合について
13. timagua や奴隸が窃盗をした場合について
14. 老人あるいは魔術師の魔術による殺人について
15. 人を侮辱する言辭を弄した場合について
16. 婚姻について
17. 遺言による遺産相續について
18. 未亡人になつた場合の婚資の處分について
19. 遺産相續について
20. 身分相續について
21. 首長間の耕地争いについて
22. 本報告のインフォーマントについて

そこで以下では、この具體的な内容を紹介して、法制史上からみた二三の

特徴を指摘しておきたいと思う。その場合、第16項から第20項まではすでにこれまでの章で検討してきたので、ここでは省畧することにし、第1項、第2項、第22項についても、法慣習と呼びうる内容のものではないのでここでは省畧に従う。また第3項は裁判の手續きを述べたものなので、第二節の検討にまわす。したがつてここで紹介するのは、第4項から第15項までと第21項であるが、紹介の便宜上、これをI~IVのグループに分けてみた。各項の内容は理解しやすいように多少表現の工夫をしているが、ほぼ原文の全譯と理解されてさしつかえない。

[I. 殺人について]

4 首長が他の首長を殺した場合

被害者の親戚友人は、すみやかに殺人者およびその血縁者と戦いに出了かけた。かれらが殺人者を殺すことができたら、兩者の間の紛争はここで終息した。しかし、それができなかつたら、かれらは殺人者に従属するものをできるだけ多く殺した。双方が戦に厭き、殺人から一定の時間が経つたころ、その村あるいはその地区の他の首長たちが、双方を和解させる努力をした。和解は次のようにしておこなわれた。殺人者は被害者の親戚に金70エタあるいは80タエを支拂うことになつていた。被害者が著名な首長であつた場合は、100タエあるいはそれ以上の金が必要であつた。それで双方の全員が友人になつた。〔和解金の〕半分は、被害者に子供がいる場合は子供たちの間で、〔いない場合は〕両親や兄弟、あるいは親戚の間で分けられた。そして残りの半分はかれらを和解させた首長たちと被害者のバランガイの timagna の間で分けられた。もつとも、首長たちの方が多くの分前をとつたが。死者の子供や親戚が和解を拒んだら、首長たち全員がかれらに迫つて、上述のとりきめが完全に実行されるまで殺人者の側を助けた。

5 Timagua が首長あるいは首長の子供を殺した場合

殺人者の逮捕に成功したら、被害者の親戚はかれを妻子もろとも殺した。殺人者の財産はすべて没収され、被害者の子供たちの間で分けられた。子供がいない場合は、兩親、親戚、兄弟の間で分けられた。血縁者がいない時は、仇をうつてくれた人々の間で分けられた。この人々は、通常バランガイの後繼者であつた。

6 首長が timagua を段した場合

首長は殺した timagua の子供たち、または相續人に10タエから20タエの金を支拂つた。相續人がいない場合は、この金は判決を下した裁判官とその村の首長たちの間で分けられた。裁判官にはその村の首長たちの一人が互選された。そして裁判官が支拂われた金の半分をとり、他の首長たちが残りの半分をとつた。しかし殺人者の首長には分前はなかつた。

7 Timagua が timagua を殺した場合

金10タエから20タエの罰金を支拂わされるが、その支拂いに當るべき物を何も持つていなかつたら、かれの首長はそうしなくとも、その村の他の首長たちがみんなで、かれを木や家の梁につるしたり、槍で突いたりして殺した。

8 婦人が男子や他の婦人を毒や刀で殺した場合

條件に應じて、上述の各項に従つて裁かれた。

9 兄弟が兄弟を殺したり叔父を殺した場合、または甥が叔父を殺した場合

殺人者がそのために死ぬということはなかつたが、全財産を没収され、被害者の相續人に與えられた。殺人者がたとえ相續人であつても、かれには分前はなかつた。殺人者、被害者が同じバランガイに屬している時は、この事件はかれらの首長によつて裁かれた。首長たちは裁判官になり、死者の相續人とともに、殺人者の財産分配に與つた。

東南アジア基層社會の一形態

10 子供が父親を殺したり、父親が子供を殺した場合

刑罰について明確な情報が得られなかつた。なぜなら、人々はみな、そのような殺人の記憶はないと主張したから。

[II. 放火について]

11 どこかの村や穀物が焼けた場合

放火犯が首長の時は、自分の財産で被害の全額を償つた。この被害額は、その町の首長たちあるいはそれにもつとも近い首長たちによつて決められた。

放火犯が *timagua* の場合、かれは處刑され、残されたかれの財産が被害を償うに十分でない時は、妻子が奴隸として賣られ、その償いに當てられた。

[III. 窃盗について]

12 窃盗犯が首長の場合

かれは掠奪品を返し、かれの村の他の首長たちの間で、この裁きをするために選ばれた一人の首長の意見に従つて、盜みに應じた罰金を支拂つた。この裁きをする首長は、通常、最年長のもつとも聰明な人が選ばれたといわれる。かれは罰金を和らげることができた。かれが罰金の半分をとり、他の首長たちがのこりの半分をとつた。

13 窃盗犯が *timagua* や奴隸の場合

timagua の場合は奪つたものを返し、先項の規定に従つて罰金を支拂つた。もしかれが、支拂いに當てるべきものを何も持つていなかつたら、かれは負債を支拂うために他の村へ賣られた。

窃盗犯が奴隸の場合、主人がかれに代つて支拂いをするか、またはかれを被害者の側にひき渡して、さんざんに鞭打を受けさせた。もし盗品

の持主が盜みの最中に犯人をとり押えたら、かれは犯人を殺すことも鞭打することもできた。これに對しては罰を課せられなかつた。

[IV. 老人あるいは魔術師の殺人について]

14 老人たちや魔術師が殺人を犯してそれがかれらの魔術やトリックによつておこなわれたことが認められた場合、かれらの屬するバランガイの首長もしくは被害者のバランガイの首長は、望みとあらば犯人を短刀で殺すことができた。もしこれらの首長たちがそうしなかつた場合は、他の首長のなかの誰かが犯人を殺すことができた。犯人の財産は沒收され、半分が被害者の親戚に、また他の半分が魔術師を裁いた人に與えられた。

[V. 人を侮辱する言辭について]

15 人を侮辱する言葉は原住民の間では激しい怒りの原因となつたので、それは大罪とみなされた。首長たちの間ではとくにそうであつた。そこでかれらは、殺人に到らないように、以下のようにして、これに重い罰金を課した。侮られたものと侮つたものは、この訴訟を審理してもらうために、一人の首長を指名した。かれは當事者たちよりもその地域一帯で強力な首長でなければならなかつた。かれはこの依頼を受け入れて事件を裁いた。もし双方のいづれかが、裁判官が指示した〔和解の〕協定に従うことを拒否したら、それぞれが自分の費用で饗宴や集會に散財をして、より多くの出費をしたものがそれだけより強力で名譽ある人間だとみなされる慣習があつた。こうした饗應や饗宴から、しばしば双方の間に戦争がひき起こされた。爭つている一方がその地方のもつとも有力な首長である場合は、残りの首長たちのなかで選ばれた三、四人の首長が裁いた。

timagua が首長に侮辱的な言辭を弄した場合、もしかれが課せられ

東南アジア基層社会の一形態

た罰金を支拂うために、何も持つていなかつたら奴隸にされた。最强の首長が侮辱された場合は、その妻子まで奴隸にされた。一方、首長がtimaguaに侮辱的な言葉を吐いてもその罪はひじょうに軽いもので、多くの場合何事もなかつた。

[VI. 首長間の耕地争いについて]

21 もし誰か首長たちが耕地のことで争つた時は、かれらはその村の他の首長たちの前にやつてきた。他の首長たちが當事者に審問し、口頭で證言を受けた。この時二人は、慣習に従つて、わににかけて、あるいは太陽、月、その他かれらが誓いをするさまざまなものにかけて、宣誓をおこなつた。訴訟は双方の證據に従つて裁決を下された。そしてもしどちらか一方が、判決に従うことを拒否したら、全首長がかれにそれに従うよう強要した。この問題に關しては、この手續が堅持された。

以上が「パンパンガ族の法慣習」第4項から第15項まで、および第21項の内容である。近代市民社會における法概念にしたがえば、以上に紹介した第4項から第15項までの内容は刑法の問題に屬し、ここでは省畧したが第16項から第20項まで、および第21項の内容は民法の問題に屬するであろう。ここで譯出した部分の刑罰規定についてみていくと、法制史の上から次の特徴が指摘される。一つは、これらの刑罰規定のなかに刑法發展の三つの段階が混在してみられることである。仁井田陞著『中國法制史研究刑法』は、刑法發展の過程方向はアジアであるとヨーロッパであると基本的に差はなかつたとして、次の三段階の過程方向を示している。⁽⁵⁾すなわち、第一に氏族による、血讐の段階——第二に、その血讐も何人かの調停によつて賠償の授受が行なわれ、和解の道がつけられる段階——第三に、政治的權威の成長とともに實刑主義に轉換する段階、の三つである。パンパンガ族の場合、血讐に相當す

るのは第4項の首長が他の首長を殺した場合である。しかしこの場合にも、
二次的手段としては、仲裁にもとづく賠償による和解の道が追求されていた。
一方、實刑を課された場合としては、第5項の *timagua* が 首長を殺した場合、
第11項の *timagua* が放火をした場合、第14項の老人や魔術師が殺人を
おこなつた場合が挙げられるであろう。この場合、刑の執行者は犯罪者の首
長であつた。しかし、その他の場合については、刑罰はすべて仲裁による賠
償 (=罰金) のかたちをとつていた。いいかえれば、パンパンガ族の社會制
裁の一般的なかたちは、刑法發展の第二の段階といわれる、仲裁にもとづく
賠償のかたちをとつていたということである。そしてこの場合注目されるのは、
仲裁には二つの場合があつたことである。一つは犯罪者が首長で、被害
が他のバランガイに及んだ場合の仲裁である。具體的には第4項、第15項、
第21項がこれに相當する。この場合事件の仲裁にあつたのは、その村——
第一章の説明を想起してもらえば、同一 *pueblo* や同一 *poblacion*——の首
長たちの中から選ばれた、一人ないしは二人以上の首長であつた。もう一つ
の場合は、同じバランガイ内で生じた *timagua* や隸屬民の犯罪に對する仲
裁で、これにはそのバランガイの首長があつた。これら二つの場合につい
ては、第二節、第三節でそれぞれ検討を加えるが、バランガイ社會の社會秩
序は、バランガイ内においては首長権力を背景として、またバランガイ間に
においては首長権力の連合によつて維持されたのである。そして首長たちは犯
罪の制裁者、紛争の仲裁人としてふるまうことによつて、第4項、第9項、
第12項、第14項にみるような平和金、あるいは仲裁金を獲得したのである。

刑罰規定にみられる第二の特徴は、犯罪者の身分=階級によつて、刑罰に
差別がつけられていたことである。たとえば、*timagua* が首長を殺した場合、
この罪は賠償金によつては償えない不可贖罪として、犯人のみならず妻子ま
でも死刑に處せられたが、首長が *timagua* を殺した場合や *timagua* が *timagu-*
gua を殺した場合は、犯人は賠償金 (=罰金) によつて罪をつぐなうことが出

來たのである。また、首長の放火犯は罰金刑ですまされたが、timagua の放火犯は死刑に處せられたこと、あるいは人を侮辱した言葉を弄した場合にも、犯罪者が timagua であるか首長であるか、さらには最强の首長であるかによつて、これに課される罰金がいちじるしく異なつていたことなども、その例である。

最後に、以上とは別の面でバランガイの社會規範を特色づけるものとして、第14項、第15項が挙げられる。第14項は、魔術による殺人が他の殺人に較べて特別の重罰を課されたことを示している。恐らくこの社會では魔術が特別の力をもち、それゆえにその濫用は一般の犯罪以上に厳しく罰せられたのであろう。また第15項は、ある種の言葉がこの社會で果した機能を物語つて興味ぶかい。一種のポトラッヂの慣習も示されている。しかし、これらの點についてはいざれもここでは論ずる用意がないので別の機會に譲ることにする。

以上、バランガイ社會における慣習法の一例として「パンパンガ族の法慣習」を紹介した。現實の慣習法はここに紹介した「法慣習」以上に多岐にわたる内容を含むものであつたと想像されるが、それらの綿密な再構成は今後に残された仕事である。ここで次の問題は、以上のごとき慣習法に基く社會制裁がどのような手續によつて實行されたかということである。その場合、同一バランガイ内における犯罪と、異なるバランガイ間に生じた犯罪については、それぞれ別個の検討が必要であることについてはすでにふれた。以下第二節、第三節に分けてこれらを検討していこう。

二 バランガイにおける社會制裁

「パンパンガ族の法慣習」によればバランガイ内で生じた timagua ならびに隸屬民の犯罪は、慣習法に基いて首長によつて制裁を加えられたとされている。しかし、Morga ならびに Plasencia によれば制裁の執行者は必ずしも首長一人に限られてはいなかつたようである。むしろ Morga は、裁判

は一般にバランガイの長老たちによつてとりおこなわれたと読みとれる、次のような敍述をおこなつてゐる。

原住民の誰かが、他の原住民と、財産や利害關係の問題、または、侮辱を加えられたり體に害を加えられたりしたことについて訴えを起こしたり仲違いした時は、同じ一黨の中から長老が何人か任命され、當時者双方の言い分をきき、證據を必要とする時はそこに證人を連れ出し、明らかになつたことに従い、且つ似たようなケースに彼らの先祖が取つた方法にならつて、直ちに事件を裁いた。⁽¹⁾ そしてその判決は、一切の抗辯も許されずに遵守され、直ちに實行された。

しかし、Morga も首長の裁判権を完全に否定しているわけではない。首長の地位と職務を述べた一節で首長の役割は「家臣と一黨を統治し、かれらの訴訟事件を裁き、窮乏を救つてやることであった」と記しているからである。また Plasencia は裁判は一般に首長によつてとりおこなわれたとしつつ、しかし首長の裁判が當事者らを納得させることが出來なかつた場合の處置として、次のような指摘をおこなつてゐる。

首長は争いごとの調査および、裁判をバランガイ員の前でおこなつた。當時者的一方が侮辱されたと感じた場合は、全員の承認を得て他のバランガイあるいは他のプエブロから仲裁の裁判官を指名した。これにあたる人は首長であるなしを問わなかつた。かれらはこのような目的のために、かれらの慣習に従つて本當の裁きをしてくれるといわれる公明正大な人々をいく人かもつていたからである。⁽³⁾

すなわち、首長の仲裁に納得出来なかつたバランガイ員は他のバランガイからあらたな仲裁者を求めることが出来た。この仲裁者は必ずしもバランガイの首長でなくてもよかつた。バランガイにはそれぞれ、このような目的の

東南アジア基層社會の一形態

ために公明正大な裁きをしてくれるといわれる人々がいく人か存在したからである。これらの人々も恐らく Morga が指摘している長老と解してよいであろう。

Morga ならびに Plasencia が述べているケースはそれぞれ異なつているが、いずれにしてもバランガイの裁判に首長以外の長老による裁判＝仲裁が存在したことは明らかである。そこで問題になるのは、こうした長老による裁判と首長による裁判との関連である。いいかえれば、バランガイの裁判がどの程度まで長老の手をはなれて首長の手に集中するようになつていたかということである。バランガイの裁判が慣習法に基く裁判であつた以上、すべての裁判には先祖傳來の慣習を傳える長老の役割が不可欠であつたであろうが、しかし裁判権それ自體は首長権の確立にともなつて、しだいに首長の手に集中してきたと考えられるからである。結論的に言えば、當時の状況は次のように判断すべきだと思われる。バランガイにおける裁判権はほぼ首長の手に集中していた。しかし、婚姻や財産相續などいわゆる民事的な問題や軽少な犯罪についてはなお長老たちによる裁判も存在したのであると。先の Plasencia の記録では裁判は一般に首長の手でおこなわれていたと読みとれ、また「パンパンガ族の法慣習」でも、次節で紹介する Loarca の記録でも、首長以外の裁判官の指摘はない。しかし、これらの文献では、軽少な犯罪や民事的なものの仲裁について具體的な記述がおこなされていないから、それらについてなお長老たちの裁判が存在した可能性は残されている。またこれとは逆に、長老による裁判を積極的に述べている Morga の場合も、一方で首長の任務として「訴訟の裁決」を擧げている點からみて、先の如く解釋することは可能であろう。

ところで、バランガイにおける社會制裁權の所在については、以上とは別にもう一つ考慮しておかなければならない問題がある。それはバランガイ内の制裁にバランガイ外の権力の介入がみられたことである。前節で紹介した

「パンパンガ族の法慣習」第6項、第11項、第12項は、それぞれ首長がバランガイ内において timagua を殺した場合、放火をした場合、窃盗をおこなった場合の制裁について述べているが、これらの制裁を執行したのは同じ村 (pueblo) または近隣の村に住む他のバランガイの首長たち、または首長たちの中から選ばれた一人の首長であつた。また第7項、第14項はそれぞれ timagua が timagua を殺した場合、および老人や魔術師が殺人をおこなった場合の制裁について述べているが、これらの事件についても首長が配下の犯罪者に制裁を加えなかつた場合、その村の他のバランガイの首長がかわつて制裁を加えることが出来たとされている。(ただし、第7項、第14項についてはそれが同じバランガイ内でおきた犯罪について述べているのか、あるいは他のバランガイでおこなわれた犯罪について述べているのか明確ではない。)

首長がバランガイ内で犯した犯罪について制裁者がバランガイの外から求められたということは、バランガイ内に首長を裁く権威や権力が存在しなかつたことを物語る。同様の事実は、先に紹介した Plasencia の敘述で、首長の裁判が納得されなかつた場合、他のバランガイからあらたな仲裁者が求められたことのうちにも見い出されるであろう。バランガイ内には首長の裁判を再審査する権威が存在しなかつたのである。しかし、それと同時にバランガイ内の犯罪がバランガイ外の権力によつて制裁を下されたということは、バランガイが他から完全に獨立した閉鎖社会ではなかつたことを物語つている。いいかえれば、同一村落のバランガイ間には社会秩序を維持していく上の連帶が成立していたのである。この連帶は次節で検討するバランガイ間の紛争処理をめぐつて、一層明確なかたちをとつている。

バランガイにおける制裁権は、一方で長老の手から首長の手へ集中する傾向を示すとともに、他方でバランガイを超える村落規模の秩序體系によつて規制されはじめていたのである。この状況は首長権の發達段階とまさしく適合したものといえるであろう。

それでは、首長を主たる制裁者とするバランガイの社会制裁はどのような手續でおこなわれていたのか。以下「パンパンガ族の法慣習」第3項によつて具體的にみていこう。第3項はバランガイの裁判について次のように述べている。

3 timagua すなわち平民は首長のもとへ訴訟をもつてきた。首長はそれを次のようにして解決した。どんな訴えがなされた場合にも、首長は訴えられたものを呼びもう一方の対立する側と〔和解の〕協定を結ぶか否かを尋ねた。もし双方がそのような協定に同意すれば、訴訟はなくなつた。しかし同意しなかつた場合は、首長は双方にかれの裁判に従う旨の誓いをさせた。それから双方に口頭で審問した。なぜならこの民族の間には、いかなる訴訟においても書いたものは存在しなかつたからである。双方が同數の證人をもつて同様の證據を與えた場合は、かれらは訴訟の額を歩みよつた。證據數が双方に等しくなかつたらしかじかの側は〔訴訟の〕すべての量を罰されるか、あるいはそれから完全に解放された。もし裁判に破れた側が判決に従つて罰金の支拂いをしない場合は、勝つた側と裁判官は武力をもつてかれに判決を承認するよう強制した。裁判官と證人に對する支拂いは莫大なもので、これらの人々は〔罰金を〕訴訟に勝つた側と等しく分け合つた。敗れた方の證人は何も支拂われなかつた。⁽⁴⁾もし訴訟の決定以前に支拂わっていたらそれは取り戻された。

すなわち裁判は、事件の一方の當事者の訴えによつて始まつた。訴えを受けた首長は、(先の Plasencia によれば) 當事者双方をバランガイ員一同の前に呼び、ここで事件の調査と裁判をおこなつた。裁判ではまず和解の仲裁が試みられ、双方がこれに同意しなかつた場合、次いで證據にもとづく審判がおこなわれた。裁判官(=首長)は事件の當事者双方に無罪の證據(=證人)を提出させ、この多少によつて有罪者を確定した。すなわち、無罪の證據數を

が少なかつた方が有罪とされ、證據數が同一だつた場合は訴訟は兩成敗されたのである。上記の第3項には記されていないが、被害の訴えがあつても犯人がみつからなかつたり、容疑者が二人以上あつた場合には次のようにして犯人が決定された。第一の方法は、容疑者とおぼしき人々を川の深い流れに連れていき、一齊に水にもぐらせて最初に顔を出したものを犯人にするというのであつた。第二は沸騰した湯の中に小石を入れ、同様の人々にそれをとり出させた。この時手を入れるのを拒んだものが犯人となつた。第三には、形、大きさ、重量のともに等しいろうそくに火をつけて各人に與え、一番早く火を消したものが犯人になるというのであつた。⁽⁵⁾こうして有罪者が確定すると、裁判官は犯罪の種類に應じて、前節に紹介した慣習にもとづく刑罰を言い渡し、裁判の勝者とともに實力をもつてこの判決を執行したのである。

先の Plasencia によれば、この首長の判決に當事者が承服できなかつた場合、その場に同席したバランガイ員の同意をえて他のバランガイからあらたな仲裁者を求めることが出來た。首長は裁判にあたつて、慣習法と同席したバランガイ員の同意という二つの規制を受けていたのである。

三 バランガイ間の紛争とバランガイ連合

「パンパンガ族の法慣習」には、バランガイ間に出了じた紛争ないしは犯罪に對する制裁として、三つの事例が擧げられていた。第4項の首長が他の首長を殺した場合、第15項の首長が他の首長を侮る言葉を吐いた場合、および第21項の首長たちの間で耕地争いが生じた場合の三つである。それらはいずれもある首長の他の首長に對する犯罪、あるいは首長と首長との間の紛争であつた。そしてこれに對する制裁は、第4項の殺人罪の場合を除いて、他はすべてその村のその他の首長たちによる仲裁によつておこなわれていた。殺人罪の場合も一次的な制裁としては血の復讐がおこなわれたが、二次的制裁としては仲裁による賠償のかたちがとられたのである。パンパンガ族の場合、

東南アジア基層社會の一形態

近接したバランガイ間の紛争ないしは犯罪は血讐や實力による解決ではなく、仲裁による解決が志向されていたといえる。第15項によれば首長が他の首長に侮辱的な言葉を吐いた場合、これが殺人に到らないように重い罰金を課したとあつて、そこには血讐を避けるための意識的な努力が読みとれる。こうした仲裁への志向が第21項にみられるような、紛争を仲裁によつて解決するルールを生み出したのであろう。

そこでこの仲裁のルールであるが、首長間の紛争ないしは犯罪を仲裁する仲裁者は同一村落内の首長たち、あるいは近隣の村落の首長たちのなかから選ばれた。かれはその地域最大の首長であることともあれば、もつとも聰明な首長であることともあつたが、しかし仲裁はかれのその地域における超越的な力によつて實現されたのではなかつた。第21項に明らかなように、選ばれた一人の首長による仲裁の結果は、背後にひかえた同列の首長たちの連合した力によつて強制されたのである。つまりパンパンガ族の間では、バランガイ間の紛争を裁定する絶対的な權力はいまだ成立していなかつたのである。たしかに第15項から窺われるよう、その地域で最強の首長がもつとも強力な仲裁權を掌握していたであろう。しかしこの最大の首長といえども、その他首長たちの連合した力による仲裁に服ざるをえなかつたのである。こうして、統一權力成立以前のバランガイ社會においては、同一村落あるいは同一地域のバランガイの間で、一つの秩序體系を維持していくための連合組織が成立していたのである。この連合組織をわれわれはバランガイ連合と呼ぶことにしよう。

ところで Loarca によれば、當時のタガログ社會ではこのバランガイ連合から一步進んだ、統一權力の萌芽がみられた。それは“マニラ周邊のモロ族”的場合である。第一節でふれたように“マニラ周邊のモロ族”は書かれた法、成文法をもつていたといわれるが、Loarca はこの成文法の制定ならびに執行の過程を次のように述べている。

國家 (Republica) を統治するために法の制定を必要とする場合は、最大の首長がかれに從屬する村 (pueblo) のすべての首長を自分の家に呼びあつめた。首長たちが集まるとかれは演説をして〔以下のことを〕宣言した。「今おこなわれている多くの犯罪を矯正するために、刑罰を課し法令を制定する必要がある。そうすればこれらの惡は矯正されてすべての人々が平和に生活出来る」と。——中畧——そこで他の首長たちは「それは結構なことです。あなたは全體の最大の首長であるから正しいとお考えになることは何を爲さつても結構です。私たちはそれを認めいたします」と答えた。そこでかれは必要だと思われる規則を定めた。なぜならこのモロ族は群島の他の種族のもたない書く技術をもつていたからである。他の首長たちはかれが定めた規則を認めた。間もなく vmalahocan と呼ばれる、本來は召使いであるお觸れ役がやつて来て、制定された法を鐘をもつて村落 (pueblo) のバリオ [すなわちバランガイ] からバリオへと觸れ歩いた。そして村人はこれに従う旨返答した。⁽¹⁾ このようにして、かの首長の領域を村 (pueblo) から村へと〔触れて〕歩くのであつた。そしてこの時以降、罰を受ける身となつたものはかの首長のもとへ連れてこられ、刑罰を宣せられた。もし刑罰が死刑で受刑者が奴隸になることを望んだら、かれは許されて奴隸になつた。他の首長たちもまたそれぞれのバリオで裁判官になつた。しかし何か重大な事件が起きた時は、かの首長がこれを裁くために他の首長たちを召集して、かれらの投票によつてことを決した。首長たちは〔この裁判に關して〕手數料をとるのが慣例であつたが、それについては、しかるべき裁判官⁽²⁾が支拂いを命ずるもの以外、きめられたものは存在しなかつた。

“マニラ周邊のモロ族” の場合は、あきらかに一つの村を統率する一人の首長の主導権が確立していた。この村のすべてのバランガイが遵守すべき法

律が、かれの提案で制定され、またこの村に重大事件が生じた場合は、かれが主催する裁判において制裁が下されたのである。他の首長たちはその他の事件について、それぞれのバランガイで制裁権を行使した。しかし、このモロ族の場合も、一人の首長の他の首長たちに對する支配力はいまだ絶對的なものであつたとは言い難い。なぜなら、法律の制定にあたつては形式的にもせよ、他の首長たちの同意が必要とされ、また重要事件の裁判に際しては他の首長たちの意志表示〔=投票〕が求められたからである。少なくとも法の制定と執行にあたつては、他の首長たちの同意を抜きにした専斷は許されなかつたからである。“マニラ周邊のモロ族”は、もつとも先進的な政治組織を形成していたとみられるが、この場合も、統一權力の形成は萌芽の段階にとどまつたのである。

そこで最後に、バランガイ連合による仲裁の手續についてであるが、詳しくは「パンパンガ族の法慣習」第21項に述べられているのでそれを參照願うとして、ここではタガログ族の場合について Plasencia が記しているところをつけ加えて終りにしたい。

もし二人の首長の間に論争があつて戦いを避けたい場合には、仲裁の裁判官を召集した。また、異なる二つのバランガイに屬する一般の人々の訴訟についても、これと同じことがなされた。こうした儀式において⁽³⁾は酒を飲むことになつており、原告が人々を招待した。

第五章 第一節

1 モルガ, p. 343.

2 BR, V, pp. 182—184.

3 フィリピン諸島における成文法について、詳しくはモルガ, p. 343 の拙注を参照のこと。

4 「パンパンガ族の法慣習」の正式タイトルについては第二章第二節注1で述べた。BR. XVI に付された前書きによれば、本「法慣習」はマニラ大審院の法令文書の中から見つけ出されたもので、Juan de Plasencia, “Costumbres de los Tagalos”と合綴されて一つの論文を形成していた。したがつて BR 編者は、本「法慣習」

も總督あるいは大審院の要請によつて Plasencia がまとめたものと推定している。

5 仁井田陞『中國法制史研究刑法』東京大學東洋文化研究所, 1959, pp. 12—15.

第五章 第二節

- 1 モルガ, p. 342.
- 2 モルガ, p. 340.
- 3 Pasencia, p. 595.
- 4 BR, XVI, pp. 322—323.
- 5 Colin, I, pp. 71—72.

第五章 第三節

- 1 この部分の記述ははじめの部分と一致しない。はじめの部分では「…最大の首長がかれに從屬する村 (pueblo) のすべての首長を自分の家に呼びあつめた」とあつて、最大の首長が從えていた地域は一つの村と解されるが、ここではいくつもの村を從えていたかのように書かれている。現實問題としては兩方の場合が豫想されるが、文章としては矛盾している。
- 2 BR, V, pp. 174—176.
- 3 Plasencia, p. 595.

む　す　び

第一章から第五章にいたる諸制度の分析を總括して、われわれは〈バランガイ社會〉に次の歴史的性格を指摘することが出来る。すなわちこの社會における唯一の社會集團であつたバランガイは、生産活動の對象である自然を占取しこれを共同防衛するところの、一種の農業共同體であつた。またバランガイは統率者 dato を頂點に timagua, namamahay, saguiguilir の四つの階級から成る階級社會であつた。この四つの階級のうち namamahay, saguiguilir は自由民 timagua から轉落して dato および timagua に隸屬し搾取されるところの被搾取階級であつたが、最下層の saguiguilir が本質的には賣買奴隸であつたのに對して、namamahay はその前身である timagua 同様バランガイの土地に用益權を有し、この土地を通じて實現された剩

東南アジア基層社會の一形態

餘勞働の一部を收奪される階級であつた。

バランガイの土地はすべて最終的にはバランガイに所有されていたが、しかし私有制の契機も非常に深く浸透しており、timagua, namamahay は自己の耕地に對して相續權を有するとともに、少なくともバランガイ内ではこれを處分する權利を有していたのである。しかし、バランガイの土地はいまだゆたかで土地の分割にあたつては實質平等主義がとられた模様である。したがつてこの社會における所有の主たる關心事は土地よりもむしろいかに多くの勞働力を獲得するかにあつたと考えられる。捕虜奴隸獲得のための海賊行爲や、刑罰や負債による隸屬民の創出などはその爲の手段であつた。

以上の階級構造をもつバランガイの社會秩序は、慣習法にもとづいて首長の制裁權によつて維持されていた。バランガイの統制權はほぼ完全に dato の手に集中していたのである。バランガイはこの社會における唯一の社會集團であつたが、政治組織の面ではバランガイ連合とでも呼ぶべき連合組織がバランガイを超えて村落規模で成立していた。しかしこの組織はあくまでも、獨立した個々のバランガイが相互の争いを仲裁によつて解決すべく連合した組織であつて、これを統一する上級の支配權力はいまだ成立していなかつたのである。

〈バランガイ社會〉の歴史的性格は以上の通りであるが、こうした歴史的性格とは別に、〈バランガイ社會〉には超歴史的ともいえる構造的特質がみられた。それは相續制度や身分繼承制度を規制していたところの双系血縁制度に基く原理である。双系血縁社會の組織原理についてはいまだ十分な研究がおこなわれていないので、本稿でもこの點について十分言及することが出来なかつたが、〈東南アジアの基層構造〉につながる〈バランガイ社會〉の特質はとくにこの部分にあると考えられる。本稿を素材としてバランガイ社會の構造論が今後にまたれるゆえんである。(1962年12月稿、1971年2月改稿)